

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	荷内沖埋立事業	類別	議会答弁・懸案事項
担当部局課名	企画部総合政策課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">・昭和47年 海面埋立による開発を前提として、漁業補償を行い、具体的な事業計画の検討に着手。・昭和56年 第2次長期総合計画において、東部開発の一環として位置づけし、土地開発公社に委託し、地形、地質測量等を実施。・平成2年 第3次長期総合計画において、臨海性複合ゾーンとして位置付ける。・平成3年 庁内プロジェクトにより「荷内沖開発企画構想調査研究報告書」を作成。・平成4年 地域開発室を設置し、専門スタッフによる検討を重ねる。・平成5年 開発の基本コンセプトとして、荷内沖開発基本構想を策定する。・平成7年 荷内沖まちづくり懇談会を設立し、開発実現に向けて課題等の検討を行う。事業成立条件調査を委託し、建設省海岸整備事業CCZ事業としての提案を受ける。・平成8年 東部開発審議会において、事業成立条件調査の報告をもとに、事業化に向けて検討したが、結論には至らず。・平成9年 都市開発調査特別委員会において、開発に向けての検討結果と問題点について報告・平成10年～ 財政的な問題、埋立後の土地利用の問題等の解決が図れていない状況であることから、事業化に向けての具体的な結論（方向付け）が出せないまま現在に至っている。・平成19年 当該事業に係る土地開発公社への調査委託費について公社へ支払いを行う。・平成23年 「新居浜市と新居浜商工会議所との懇談会」において、勉強会の設置の要望があり、「商工会議所をはじめ、関係機関のご意見も参考にしながら、今後の方向性等の検討を長期的視野に立ち、行っていきたい」と回答。 第五次新居浜市長期総合計画 フィールド1 快適交流 施策1-1 良好な都市空間の形成 の取組方針において、「活用を検討していく」と、明記。			
今後の指針（案）			
荷内沖埋立事業についての取組方針としては、平成23年度を初年度とした第五次新居浜市長期総合計画のフィールド1 快適交流 施策1-1 良好な都市空間の形成 の取組方針において、「長期的展望に立ち、産業構造の多様化に対応した臨海性産業用地としての活用を検討する」と位置付けており、事業必要性、実現可能性、市財政状況、経済情勢等を踏まえ、引き続き検討していく。			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	総合健康運動公園構想		類別	公約	
担当部局課名	企画部 総合政策課	関連する部局課名	建設部 都市計画課	教育委員会 スポーツ文化課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>昭和28年の第8回国民体育大会の軟式野球会場として、市営野球場を設置して以来、市民、関係者の意見を聞き、体育施設の計画的な整備改修を行ってきた。</p> <p>平成13年3月、新居浜市総合体育施設建設委員会から、「市民の健康で豊かなスポーツライフ実現、市の活性化のために、全国レベルの大会が開催可能な総合体育館と通年型温水プールを併設した総合体育施設の建設が必要」との提言があり、また、第四次長期総合計画においても建設事業の推進を基本計画に位置づけていることから、総合体育施設（総合健康運動公園）基本計画を作成する等検討を行った。</p> <p>しかし、厳しい財政状況を踏まえ、施設の新設や整備について明確な優先順位を付け、慎重かつ精密に検討する必要があることから、中長期的な展望に立った調査研究を行うため、庁内プロジェクトを設置（平成16年5月）し、総合健康運動公園のエリア、既存施設の整備、利用形態、国体との関連、資金・財源に関することについて検討を進め、「新居浜市総合健康運動公園構想調査報告書」（平成18年3月）を取りまとめた。</p> <p>平成18年度は、上記調査報告書において設定したエリアの内、新高橋から城下橋までの約36haを対象とした「国領川河川敷周辺再整備基本計画策定業務」を実施し、再整備に向けた基本計画、概略設計図面、河川占用協議に要する資料等を作成した。</p> <p>平成22年度は、総合運動公園エリアとして検討されてきた観音原周辺地区について、内陸型工業用地として活用する方針決定をした。</p>					
今後の指針（案）					
<p>報告書の調査研究事項をもとに、既存施設の有効活用を最優先としながら、後期戦略プランで着手可能なものとして、国領川緑地再整備に関して、平成20年度から4か年で国領川緑地のトイレや休憩施設等の再整備を進める。</p> <p>また、観音原周辺地区を内陸型工業用地とする方針決定されたことにより、第5次長期総合計画において、「総合運動公園整備の推進」として、基本計画に位置づけ、立地場所、施設内容、財源を含めた検討を長期的視点に立ち進めていく。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成16年)

事項名	瀬戸・寿上水道問題		類別	議会答弁・ 監査・ 懸案事項																									
担当部局課名	企画部総合政策課	関連する部局課名	水道局	環境部	下水道建設課																								
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>瀬戸・寿上水道問題は、旧高須地区水道として昭和13年から3ヵ年で建設され、昭和16年5月から泉川町が旧高須地区（上水道組合を組織）に管理運営を委託して給水を開始した。昭和30年3月に、旧泉川町が下泉地区に給水を行うに際してに、泉川町の水源地と下泉地区との間に旧高須上水道があり、旧高須上水道組合（現瀬戸・寿上水道組合）の配水管を利用するため、町議会の議決を経て組合と契約を締結したことに端を発している。昭和30年3月31日新居浜市と泉川町が合併、その後、昭和33年の水道法の施行に伴い、当時の高須上水道組合は、法に基づく簡易水道設置の届出を行い、簡易水道高須上水道組合となった。</p> <p>その後の給水人口・戸数の増加による水量不足、施設老朽化によって改修工事が必要となり、組合は地方改善事業による県費補助枠を確保したが、組合に対して補助金の支出はできないとされ、市が工事を施行することになった、昭和39年度補助金の交付を受けるにあたって組合水道の廃止届が必要となったため、昭和39年5月23日、管理運営の委託及び従来慣行を尊重し一方的な地区住民の不利益になるような諸条件の変更は行わないとする旨の覚書を新居浜市との間で締結し、昭和40年4月、県から経営廃止の許可がおりている。上水道組合は、昭和61年、上部上水道組合に名称が変わり、平成5年の変更により瀬戸寿上水道組合となり、現在に至っている。昭和42年8月には監査委員から覚書の一部に「地方自治法に抵触する疑いがある」との指摘があり、以後、毎年問題解決への指摘・要望がなされ、これまでに数々の地元との協議を重ねてきたが、未だに問題の解決には至っていない</p> <p>「平成18年度以降の取り組み」</p> <table border="1"><thead><tr><th>協議相手</th><th>瀬戸・寿上水道組合長</th><th>瀬戸・寿連合自治会長</th><th>その他（庁内協議等）</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成18年度</td><td>10回</td><td>10回</td><td>3回</td></tr><tr><td>平成19年度</td><td>11回(市長10/19, 12/28, 3/7)</td><td>8回(市長10/5, 10/19)</td><td>2回</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>5回</td><td>9回(市長4/24, 5/20)</td><td></td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>6回</td><td>1回(市長5/19)</td><td>3回</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>5回(市長10/12)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>平成22年度は、組合長と説明会の開催に向けた協議・要請を行ってきたが、組合内部の問題や組合長の交代があったため、開催には至っていない。</p>						協議相手	瀬戸・寿上水道組合長	瀬戸・寿連合自治会長	その他（庁内協議等）	平成18年度	10回	10回	3回	平成19年度	11回(市長10/19, 12/28, 3/7)	8回(市長10/5, 10/19)	2回	平成20年度	5回	9回(市長4/24, 5/20)		平成21年度	6回	1回(市長5/19)	3回	平成22年度	5回(市長10/12)		
協議相手	瀬戸・寿上水道組合長	瀬戸・寿連合自治会長	その他（庁内協議等）																										
平成18年度	10回	10回	3回																										
平成19年度	11回(市長10/19, 12/28, 3/7)	8回(市長10/5, 10/19)	2回																										
平成20年度	5回	9回(市長4/24, 5/20)																											
平成21年度	6回	1回(市長5/19)	3回																										
平成22年度	5回(市長10/12)																												
<p>今後の指針（案）</p> <p>地元の理解と協力を得ながら円滑に解決を図ることが基本的な姿勢であり、市水道との統合に向けた具体的な課題やプロセスを協議し、一日も早い問題解決を図る。</p>																													

庁議決定（指針・方向性）

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	総合文化施設[(仮称)あかがねミュージアム]の建設		類別	公約・議会答弁	
担当部局課名	企画部 総合文化施設 準備室	関連する 部局課名	教育委員会 体育文化課	建設部 区画整理課	外 導入機能 関係課所
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 総合文化施設については、昭和49年に市議会で「郷土館の移転新築について」という請願が採択されてから単独美術館構想が始まり、30年以上に渡って市民との協働で検討してきた。平成20年3月には、今日までの経緯経過を踏まえ、新居浜駅周辺地区整備計画の中で芸術文化施設事業化計画として取りまとめを行い、平成21年度には庁内プロジェクトを立ち上げ、この事業化計画を元に、導入機能、運営内容、施設面積などについて、さらなる絞り込みを行ったところである。平成22年度には、 庁内プロジェクトの報告に基づき、公募型プロポーザルにより設計事業者の特定を行った。また、市民文化センターの大・中ホールとの住み分けと今後の郷土美術館の活用方針を整理した。 なお、事業化計画で提案したホテル併設については、経済状況の悪化等から中止することとし、総合文化施設単体での建設を目指すこととしている。					
今後の指針(案) 平成21年度の庁内プロジェクトの報告を素案として、市民、市議会への広報、合意形成を図りながら、さらなる精査を行うとともに、完成後の維持管理、企画運営計画等を検討しながら、平成25年度内の施設完成を目指す。 ○平成23年度は、 総合文化施設建設のための協議機関として市民で組織する総合文化施設建設委員会を設置し、鴻上尚史氏を始めとする本市に縁のある芸術家等から成るスーパーアドバイザーから助言を受けながら設計等を委託する事業者とともに建築の設計と開館以降の市民協働による施設運営のためのアウトフレームを構築して行く。 また、建設委員会をサポートするために、関係課所や芸術・文化に関する市民活動を行っている職員等との連携を図る。					
庁議決定(指針・方向性) 原案どおり採択する。					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	障がい者雇用の推進	類別	新たな政策課題	
担当部局課名	総務部総務課	関連する部局課名	総務部 人事課	福祉部 地域福祉課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>(1) 障害者自立支援法においては、障害者の就労促進をめざす方向性がうたわれ、市全体における障害者一人ひとりの状況に応じた雇用機会の創出を図っていくことが必要となっている。そこで、新居浜市が率先して障害者の能力活用と雇用機会の拡充に取り組むために、市の業務の中から各種印刷業務など知的障害者が可能な業務を抽出し、ワークシェアリングの観点から知的障害者を雇用していく。</p> <p>平成22年4月24日 採用試験 平成22年6月1日 任用</p> <p>すてっぷの事業開始からほぼ11か月が経過するが、庁内の各課所においても、正確で迅速な作業に対する理解が徐々に得られ、業務量も安定化する傾向にあり、おおむね順調な滑り出しとなっている。</p> <p>(2) 障がい者雇用全般としては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、平成22年7月から短時間職員（週所定労働時間20時間以上30時間未満）についても雇用率の対象となったこと、また除外率が一律10ポイント引き下げとなったことに伴い、法定雇用率2.1%を充足できない状況となっていた。平成23年2月には、障がい者を対象とした臨時職員の採用試験を実施して、平成23年4月1日付けで3人を採用したことにより、法定雇用率を達成した。今後においても、法定雇用率をさらに上回るように、引き続き障がい者雇用の推進する。</p>				
今後の指針（案）				
<p>(1) 新居浜市知的障害者の雇用の促進に関する要綱の規定により、任用期間は最長6年間であるが、知的障害者が長期間在職し、安定した職業生活を送れるような仕組みを構築することは、中長期的に検討すべき課題である。</p> <p>(2) 障がい者の雇用率の引き上げに向けて、平成23年度職員採用計画に基づき実施する採用試験（平成24年4月1日採用）においても、障がい者の採用枠を確保するとともに、臨時職員等の採用について検討を進める。</p>				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成15年)

事項名	入札制度の改善	類別	議会答弁・監査
担当部局課名	総務部契約課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>平成13年4月「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、公共工事の入札・契約に対し透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底の基本原則が示され、全ての発注者に義務付けられた。</p> <p>本市においては、</p> <ol style="list-style-type: none">①毎年度の発注見通しの公表②入札・契約に係る情報の公表③施工体制の適正化④不正行為に対する措置⑤工事の施工状況の評価 <p>等を実施することで対応している。</p> <p>さらに、発注者が取り組むべきガイドラインとして</p> <ol style="list-style-type: none">①入札・契約の方法の改善、②入札・契約のIT化の推進 <p>等が示されており、</p> <p>平成17年度には、入札・契約の方法の改善として、事後審査公募型指名競争入札を試行し、平成18年度からは、事後審査公募型競争入札を本格実施した。平成19年度には、新居浜市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領を定め、簡易型総合評価方式で入札を1件実施した。</p> <p>平成20年度からは、事後審査型一般競争入札実施要領を改め、一般競争入札の対象範囲を現行1億5千万円以上から3千万円超に拡大し、平成21年度からは、3千万円超から2千万円超に拡大した。</p> <p>入札・契約のIT化については、ASP方式による電子入札の導入について平成22年度からの10か年事業計画を策定し、同年10月から、設計金額2千万円を超える競争入札による建設工事の電子入札を開始した。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>上記ガイドラインに示された事項に対応するため、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 入札・契約の方法の改善については、郵便による事後審査公募型競争入札を本格実施しているが、平成20年度から、設計金額1千万円以上2千万円未満の工事について、簡易型総合評価落札方式の実施拡大を図る。・ 入札・契約のIT化については、10か年事業計画に沿って、電子入札の対象範囲の拡大を図る。			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	債権管理事務執行体制の確立	類別	新たな政策課題
担当部局課名	総務部 債権管理対策室	関連する部局課名	福祉部児童福祉課・国保課・介護福祉課、環境部下水道管理課 他
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>① 行政改革大綱2007の実施計画「滞納整理部門の統合の検討」について、財政課所管の「市税、使用料等徴収率向上対策委員会」において平成19年度から議論を開始。</p> <p>② 平成21年12月議会で、総務部の所掌する事務に債権管理に関する事項を追加する旨の事務分掌条例改正。</p> <p>③ 平成22年4月 債権管理対策室を設置し、債権の適正な管理と特定債権の滞納整理業務を推進することとなる。</p> <p>④ 平成22年9月 「新居浜市債権管理計画」の策定。</p> <p>⑤ 平成23年1月4日 保育所保育料40件・国保料10件の移管を受ける。</p> <p>⑥ 平成23年1月25日 保育料1件について銀行預金を差押。</p> <p>⑦ 平成23年3月末現在の実績 徴収率19.51% 徴収額8,964,196円 (本料8,148,496円、督促手数料2,300円、延滞金813,400円) 差押18件(預貯金5件、生命保険13件)</p>			
今後の指針(案)			
<p>平成23年1月に移管を受けた保育料・国保料については、移管期限の平成24年3月まで徹底した財産調査を進めていき、滞納処分による徴収率の向上を図る。また、平成24年度の対策室の事務内容については、次の内容について平成23年8月までに債権管理委員会で協議決定する。</p> <p>① 差押対象債権の拡大については、介護保険料や下水道事業受益者負担金等について、平成24年度からの実施を検討する。</p> <p>② 差押対象財産の拡大については、平成24年度からの実施を検討している公売に合わせ、自動車や不動産等について検討する。</p> <p>③ 徴収率向上対策については、徴収率の全体目標設定等について検討する。</p> <p>④ 上記事務内容の拡大に伴う対策室の人的体制について検討する。</p> <p>⑤ 上記事務内容の拡大等に伴い、「新居浜市債権管理計画」を改訂する。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	心身障害者福祉センターの大規模改修	類別	懸案事項	
担当部局課名	地域福祉課	関連する部局課名		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 心身障害者福祉センターは、昭和51年9月に本館、昭和57年に作業訓練等が建設され、開設以来35年が経過しており、施設の老朽化や機器設備の劣化が著しく、施設管理上支障をきたしている。また、当初予算編成時には浸水対策や名称変更の検討指摘があり、さらに、定期監査では、利用者の減少傾向を改善するためのセンターの有効利用と利用者拡大等対策の検討指摘がなされている。そのため、利用者の利便性の向上及び安全性を確保するために、平成24年度に大規模改修を予定しており、平成23年度はその改修に向けての設計を行う予定である。				
今後の指針（案） 平成24年度の大規模改修に向けて平成23年度は改修設計を行う。4月に指定管理者や利用者団体、自立支援協議会委員を構成とする心身障害者福祉センター改修協議会を設置し、当初予算までに改修設計ができるようセンターの優先改修場所や利用者拡大のための方策、事業の見直し等の検証を行う。				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	新慈光園の指定管理者制度導入	類別	懸案事項												
担当部局課名	介護福祉課	関連する部局課名	慈光園												
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>新慈光園については、平成22年11月17日開催の企画財政会議において、平成24年4月以降の管理運営形態を指定管理者制度導入とするとの結論となり、平成23年1月11日付けで市長決裁を受けた。</p> <p>また、2月に市議会に対し会派説明を実施、平成24年4月以降は指定管理者制度を導入する予定であることを説明した。</p>															
<p>今後の指針（案）</p> <p>平成24年度の指定管理者制度導入に向け、本年度において、指定管理者制度導入のための条例改正、指定管理者の公募・決定及び引継ぎ等を行う。</p> <p>今後のスケジュールは、次のとおり。</p> <table><tr><td>平成23年6月議会</td><td>条例改正（指定管理者関係）</td></tr><tr><td>8月</td><td>指定管理者の公募（1か月程度）</td></tr><tr><td>10月、11月</td><td>指定管理者候補者の選定</td></tr><tr><td>12月議会</td><td>指定管理者の議決</td></tr><tr><td>平成24年1月～3月</td><td>引継ぎ</td></tr><tr><td>4月</td><td>指定管理者による管理の開始</td></tr></table>				平成23年6月議会	条例改正（指定管理者関係）	8月	指定管理者の公募（1か月程度）	10月、11月	指定管理者候補者の選定	12月議会	指定管理者の議決	平成24年1月～3月	引継ぎ	4月	指定管理者による管理の開始
平成23年6月議会	条例改正（指定管理者関係）														
8月	指定管理者の公募（1か月程度）														
10月、11月	指定管理者候補者の選定														
12月議会	指定管理者の議決														
平成24年1月～3月	引継ぎ														
4月	指定管理者による管理の開始														
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>															

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	高齢者福祉計画（第5期介護保険事業計画）の策定	類別	懸案事項	
担当部局課名	介護福祉課	関連する部局課名		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 平成23年度当初にニーズ調査を行う必要があるため、本計画策定支援業務委託先の選定を指名型プロポーザル方式で実施した。 独居高齢者の見守り体制の整備については、平成23年度の見守り推進員数を暫定的に259人としたが、今後の団塊世代が高齢化していく状況を見据えた継続可能な体制整備について、連合自治会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会（市、支部、見守り推進員）に参加いただき協議している。これまで、2月1日及び3月15日の2回開催した。				
今後の指針（案） 高齢者福祉計画（第5期介護保険事業計画）については、平成24年度からの3か年計画となるが、介護保険施設の基盤整備に重点が置かれた4期計画を検証し、団塊の世代がすべて高齢者となる平成26年度末を見据えた計画を策定したい。 また、独居高齢者の見守り体制の整備については、現在の見守り推進員の任期が今年9月末までであることを踏まえながら、引き続き協議を継続していく。今後の方向性として、当面は要綱改正等を行い現体制の維持を図りながら、自助・共助・公助の連携による、地域福祉という視点での見守り体制構築ができるよう協議を進めたい。3回目の協議は、5月10日に予定している。				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	東新学園の建替えについて		類別	新たな政策課題	
担当部局課名	福祉部児童福祉課	関連する部局課名	福祉部東新学園		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>東新学園、慈光園の両園はいずれも築後30数年経過し老朽化が著しいことに加え、プライバシーの確保やバリアフリー化等の対応が困難であり、入所環境の改善及び管理上の統合を図るため複合施設として建替えを進めていた。</p> <p>建替え候補地として平成15年3月の企財会において旧桃山学院短期大学グラウンドが適当との方向づけをし、平成15年度には、プロポーザル方式による基本設計を実施、16年6月、国に補助金申請を行った。</p> <p>しかしながら、平成16年の台風災害で、財源確保が困難になったことと市内の山際の福祉施設の多くが災害をうけたことから、補助金申請を取り下げ、予定していた実施設計予算を削除して候補地の土石流被害の検証をおこない、土石流被害についての影響はほとんどないとの検証結果となり、平成17年7月9日、地元自治会に対し施設建設についての説明会を行った。その後、候補地が高齢者生きがい創造学園の講座の一部に供されていること及び地域に解放されている等の利用状態にあり、地元の反対運動と財源確保が難しいことから、計画は一時中断状況となる。</p> <p>平成18年、慈光園・東新学園・心身障害者福祉センター・公立保育所等福祉施設の老朽化に伴う対応について福祉のまちづくり審議会に諮問し、平成19年、慈光園・東新学園の複合施設から単独施設の建設が望ましいとの答申を受け、慈光園を先行して西滝グラウンドに建設し、平成23年6月1日供用開始となる。</p> <p>東新学園の建て替えについては、平成20年度福祉のまちづくり審議会で審議され、旧西滝グラウンド南側に慈光園に併設する形で建設する内容の審議報告がなされている。</p>					
今後の指針（案）					
<p>現在、国においては施設建設のハード交付金を縮小・廃止の方向であり、特に公立の施設については廃止されている。このような中、児童養護施設の建て替えは現在補助の対象になっていることから、国の補助を利用し建設する必要がある。しかし、この補助は先行き不透明でいつ廃止されるか分からない状況であり、建設時期については国の動向を見極める必要がある。</p> <p>今後は、国庫補助の関係もあることから、できるだけ早期に着工できるよう、建設場所を確定のうえ、施設規模、形態及び建設時期等について建て替え計画を進めていく。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成15年)

事項名	保育所の民営化について	類別	議会答弁
担当部局課名	福祉部児童福祉課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>平成14年12月議会において、公立保育所の民間委託についての質問があり、それぞれの施設の整備状況、児童の入所状況、地域性等について総合的に勘案し、5年を目途に民間委託の検討を進めると答弁。</p> <p>平成16年6月に「新居浜市立保育所民営化等検討委員会」を設置、検討を行った。</p> <p>その後、平成17年7月に市民による「新居浜市立保育所民営化検討協議会」を設置、検討を行った。</p> <p>検討協議会からの報告を受け、平成18年5月に基本方針（案）を作成。保護者説明会、職員説明会、パブリックコメント等を経て、11月に基本方針を策定した。</p> <p>（平成20年4月八雲保育園を民間移管、以降21年南沢津保育園、22年中萩保育園、23年新居浜保育園を順次移管）</p> <p>基本方針に基づき、平成20年に八雲保育園を、平成21年に南沢津保育園を民間移管したが、平成22年移管予定の中萩保育園については、廃止条例議案の継続審査や保護者会からの陳情の採択により、廃止条例議案を撤回し、保育所民営化の検証を行い、その検証結果に基づき民営化計画を見直すこととした。</p> <p>そして、平成21年度に民間移管後1年を経過した八雲保育園の検証を実施し、その検証結果に基づき、民営化計画を見直した結果、平成24年に中萩保育園を、平成25年に新居浜保育園を民営化することに決定した。</p> <p>このことから、平成22年度には中萩保育園の移管条件の決定、移管先事業者の公募・選定を行い、移管先法人を決定した。</p> <p>また、平成21年度に民間移管した南沢津保育園の民営化の検証も実施した。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>今年度は、平成24年中萩保育園の円滑な民営化に向けた三者懇談会、引継ぎ保育及び施設整備等を実施するとともに、平成25年の新居浜保育園の民営化に向けた保護者説明や移管条件の決定等の事務作業を進める。</p> <p>また、平成22年度に実施した南沢津保育園の民営化の検証結果についても、今後の民営化に反映させていく。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成15年)

事項名	若水乳児園・若宮保育園の建て替えについて	類 別	懸案事項
担当部局課名	福祉部児童福祉課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>若水乳児園・若宮保育園は老朽化が著しく補修が必要な箇所についてはその都度修繕しているが、抜本的な対策が必要であり、議会においてもその危険性について指摘がある。</p> <p>18年3月議会において、両保育園の今後の整備のあり方については、「新居浜市福祉のまちづくり審議会」に諮問し、市としての方針を出すという答弁を行った。</p> <p>このことから、福祉のまちづくり審議会に諮り、平成22年11月には、建築費及び管理費等の節減を考慮して、両園の合築により建て替えを計画する旨の審議報告がなされた。</p> <p>これを受け、同月、企画財政会議において、両園の合築により平成23・24年度の2か年で新若宮保育園を若宮小学校敷地に建設するよう決定した。(23年度 調査・設計、24年度 建設工事)</p> <p>平成23年度は、平成24年度の建設工事に向けた調査・設計を実施する。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>平成23・24年度の2か年で両園の合築により、新若宮保育園を若宮小学校敷地に建設する計画を進めることとし、平成23年度には、平成24年度の建設工事に向けた調査・設計を実施する。</p> <p>その際には、市議会・両園保護者・小学校・地元自治会等へ十分配慮し、適宜説明を行ったうえで計画を進める。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	保育所保育料の収入未済額の減額について	類別	監査指摘
担当部局課名	福祉部児童福祉課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>保育所保育料の収入未済額の増加については、平成22年度定期監査においても指摘されている。</p> <p>平成21年度の収入未済額は、74,214千円となっており、平成20年度に比べ15,689千円、26.8%増となっている。また、収納率についても、過去5年間年々低下し、平成21年度は90.8%となっている。(現年度分の徴収率については、平成19年度97.29%、平成20年度96.86%、平成21年度96.59%)</p> <p>滞納対策については、平成22年度に設置された債権管理対策室へ悪質な滞納者を移管することにより、滞納処分を行い、厳正に対処している。また、児童福祉課においても、これまでの取り組みに加え、子ども手当について現金払いができるようにして保育料滞納分への充当を指導するほか、平成22年8月以降、全ての未納者に対して督促状を毎月送付し、督促手数料・延滞金の徴収を開始するなど、滞納対策の強化に取り組んでいる。</p>			
今後の指針(案)			
<p>保育料の未収額については、卒・退園者については増加することはないものの、在園者分については今後も増加することが予想されることから、未収額の増加を抑えるため、これまでは在園者について優先的に対応してきたが、今後は保育料徴収に係る人員配置要望を行い、体制を整備したうえで、卒・退園者への対応についても強化していく。</p> <p>今後も市民負担の公平性を確保するため、債権管理対策室と連携して徴収強化を検討・実施して悪質滞納者に厳正に対処していくとともに、収入未済額の減額・解消に向けた取り組みを行っていく。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	新慈光園の管理運営形態の決定	類別	懸案事項
担当部局課名	福祉部介護福祉課	関連する部局課名	福祉部慈光園
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>現在の養護老人ホーム「慈光園」は築後約40年を経過し、施設の老朽化が顕著となり、これまでの施設では入所者の居住環境の向上や安全性の確保を図ることが困難となってきたため建替えを検討してきた。検討においては、「福祉施設の整備のあり方について」の新居浜市福祉のまちづくり審議会の中間答申（平成19年10月9日）を受け施設整備を進めていくこととした。</p> <p>答申では、慈光園は老朽化と機能劣化が著しく、早急な建替えが必要とされ、新慈光園の運営について、次の3点が示された。</p> <ol style="list-style-type: none">1 人事異動等に伴うサービスの低下を招かないよう、包括的かつ一貫した施設サービスの提供とサービスの質の向上を図ること。2 サービス水準の維持、向上を図るため、十分な評価と情報公開に努めること。3 施設運営にあたっては、最小の費用で最大の効果を上げるよう努めること。 <p>また、慈光園の建替えについては、これまで度々、市議会の会派説明を実施しており、新慈光園の運営形態については、平成23年度は現在と同じ直営とし、平成24年4月からの直営、指定管理者制度の導入、又は民間移管の方針について、平成22年12月には決定できるよう検討することを説明している。</p> <p>なお、建設工事は、平成22年4月22日に起工式、平成23年5月末を目途に完成を目指しており、完成後、現在の入所者の移転や新規入所が実施されることとなる。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>新慈光園の運営形態については、新居浜市福祉のまちづくり審議会の中間答申で示された意見を検討するとともに、現在の慈光園が抱えている問題の整理等を行い、平成24年4月からの運営形態について、平成22年12月までに決定する。</p> <p>平成22年11月17日開催の企画財政会議において、平成24年4月以降の管理運営形態を指定管理者制度導入とするとの結論となり、平成23年1月11日付けで市長決裁を受けたことから、本事項を廃止し、新たに「新慈光園の指定管理者制度導入」の項目を設定する。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成18年)

事項名	放課後児童クラブの建て替えについて	類別	懸案事項・新たな政策課題
担当部局課名	福祉部児童福祉課	関連する部局課名	教育委員会 学校教育課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>放課後児童クラブの施設のうち垣生小学校については、現在利用している垣生学習館は、企財会で閉鎖の方針が出されていることから、新たな施設の確保が必要となっている。現状では、垣生小学校には利用できる余裕教室の確保が困難なことから、新たな施設の設置が必要である。</p> <p>また、大生院小学校及び中萩小学校のプレハブ教室、高津小学校の木造倉庫については、老朽化が著しく、また利用者の増加に伴い施設も狭隘となり運営に支障をきたしていることから、早急な建て替えが必要である。</p> <p>平成19年度の新たな動きとして、金子小学校PTAがアンケートを実施し、現在中央児童センターで実施している放課後児童クラブを校内で実施したほうがいいのか調査を行っている。</p> <p>平成21年度に大生院小学校（余裕教室）と金子小学校（プレハブ教室）の施設整備を実施した。平成22年度には「地域活性化きめこまやかな臨時交付金」を受け中萩小学校（プレハブ教室）、垣生小学校（プレハブ教室）を、また「安心こども基金」を受け高津小学校（余裕教室）、船木小学校（余裕教室）を施設整備し、これで一定の施設整備が完了した。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>他の放課後児童クラブについても、改修の必要な箇所が発生してきていることや利用者の増加が見込まれる。国においては70人以上の大規模クラブの国庫補助廃止が決定されていることから、大規模クラブの分離計画と既存施設の整備計画を立てて、順次分離・改修を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、放課後児童クラブの建て替えについては一定完了し、平成23年度から社会教育課へ所管が移ることから廃止する。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成19年)

事項名	新居浜市まちづくり協働オフィス事業の推進	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部市民活動推進課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>H18.7 NPO法人委託により事業開始 *事業内容は受託団体の企画提案による。</p> <p>【22年度の主な事業】</p> <p>(1) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること オフィスHPの管理(アクセス 906件/日)、ニュースレターNo.31~39発行、各種相談対応(連携仲介、事業申請等105件)、市政だよりサポート事業(23団体紹介)他</p> <p>(2) 市民活動に係る調査及び研究に関すること 協働オフィスパーティー参加者アンケートの実施、未来のまちづくりを協働で考えよう事業で協働事業市民提案制度に関するアンケート、協働事業意見交換会の実施(緊急雇用創出事業活用)</p> <p>(3) 市民活動に係る交流及びネットワーク形成の推進に関すること 情報交換会: オフィスパティーの開催、おしゃべりカフェの開催(延169人)、さんさん支店の開設・運営(12回)、各種事業の連携支援 他</p> <p>(4) 市民活動と行政の協働事業に関すること CATV広報番組「元気発信、こちらまちづくり協働オフィス」を自主制作放映 生涯学習大学講座「にいほま若者塾」の企画実施延133人 他</p> <p>(5) 市民活動団体に対する会議場所及び機材の提供等に関すること 施設管理及び機器メンテナンス オフィス利用者延6,409人(前年度比-408人)</p> <p>(6) その他 講師依頼対応:1件、視察対応:4件、インターン受け入れ:2人、にいほままちづくり市民バンクの助成事業の実施 他</p> <p>【利用登録団体数の推移】 (推移) 18.7(事業開始月)末:59団体 H18年度末:108団体 H19年度末:142団体 H20年度末:169団体 H21年度末:183団体 H22年度末:194団体(前年度末比+11団体)</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <ul style="list-style-type: none">・今後も、オフィスの目的や事業広報に受託団体と協働で取り組み、さらなる利用促進を図るとともに、見直しを行った「協働事業推進のためのガイドライン」に基づいて、協働事業市民提案制度等の行政側の環境も整備し、「協働」を理念から実践へと進めていく。(ex.市既存事業に対する市民提案募集の検討、職員研修の実施等)・平成23年度は、まちづくり協働オフィス事業の受託団体の公募を行う年度となるため、まちづくり協働オフィス事業の見直しを行い、今後の事業内容について方針を決定する。			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	地域コミュニティ活動への支援	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部市民活動推進課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>本市の地域コミュニティの中核的組織である自治会は、それぞれの地域で福祉、環境、防災・防犯活動等様々な役割を果たしていただいているが、近年の生活様式の変化や個人の価値観の多様化などの要因から自治会加入率は、年々低下している。</p> <p>このような状況から、市連合自治会への加入促進活動への積極的な協力とともに加入率低下による財政的基盤の弱体化を軽減するために、連合自治会に対する財政支援の拡充を図ることとし、平成20年度から従来の公募による補助金制度よりも安定性のある交付金制度をスタートさせ、広報活動事業、防犯活動推進事業、ごみ減量化等啓発事業などの支援を安定的に実施するとともに、新たに「魅力あふれる地域コミュニティ創生事業」を新設した。魅力あふれる地域コミュニティ創生事業においては、平成20年度から平成22年度までに自主防災の充実強化に関する活動、安全・安心なまちづくりに関する活動、歴史・文化等地域資源を活かす活動、健康増進・スポーツ振興に関する活動、地域環境の美化・保全に関する活動など地域の独自性を活かした多種多様な活動に取り組んでいただき、適正に実施された。</p> <p>また、交付金制度については、平成22年度に見直しを行い、防犯活動推進事業などの充実を図るとともに魅力あふれる地域コミュニティ創生事業を継続して実施することとした。</p> <p>H22実績 防犯活動推進事業14,608千円（各単位自治会312箇所） 新居浜市広報活動事業25,228千円(市・各連合自治会・各単位自治会312箇所) ごみ減量化等啓発事業264千円（各連合自治会（18箇所）） 魅力あふれる地域コミュニティ創生事業6,300千円（連合自治会他計23事業）</p> <p>また、自治会加入促進についても、自治会加入促進小委員会において協議しながら、3月を加入促進月間と定め、街頭キャンペーンをはじめ、加入促進アンケートの実施や市政だよりの特集記事などで広報を行うとともに未加入世帯への加入促進運動を展開した。（H23.1月現在加入率69.7%）</p>			
今後の指針（案）			
<p>自治会支援策としての交付金制度をより有効に活用していただくとともに、「魅力あふれる地域コミュニティ創生事業」については、地域特性を活かした魅力ある地域づくりを図ってもらうことを主眼に活動していただき、事業が適正に執行されるようチェックしながら、「自立・連携のまちづくり」、「協働のまちづくり」推進のため、自治会と連携して取り組んでいく。</p> <p>なお、交付金事業は、3年ごとに見直すこととし、今後とも事業成果を見ながら支援の充実を図る。防犯活動推進事業については、平成23年度から防犯灯の灯数に応じた「灯数割」を導入したため、適正な事務処理に努めるとともに今後の改善点を検討していく。</p> <p>また、自治会の加入促進についても、市連合自治会との連携を密にしながら、加入促進を図っていくと同時に市職員の自治会への加入率向上を図っていく。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	消費生活の安定と向上	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部市民活動推進課 (消費生活センター)	関連する部局課名	食の安全、電気製品・施設機器の瑕疵等、多くの課所に及ぶ。
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>新居浜市は、昭和55年以降、消費生活をめぐる苦情やトラブルなどの相談に応じるため、県下ではいち早く消費者相談窓口を設置し、今日まで積極的に対応してきており、県下においては先進市として周知されている。</p> <p>国においては、最近、全国的に食品の不正表示、悪質商法など消費者（国民）の信頼を裏切る事件が顕著になってきていることから、消費者・生活者の視点にたった行政に転換するべく、H21年9月に消費者庁が設置された。</p> <p>本市においても国の地方消費者行政活性化交付金により、愛媛県が造成した「地方消費者行政活性化基金」を活用して、従来の相談窓口を拡充し、H22年4月より消費者安全法に基づく新居浜市消費生活センターを設置した。</p> <p>平成22年度には、消費生活相談員を2名から3名に1名増員して、相談体制の充実を図るとともに、弁護士や司法書士による多重債務法律相談を月1回実施するなど、相談機能の強化を図った。</p>			
今後の指針（案）			
<p>消費生活センターを広く市民に周知して、関係機関と連携しながら消費者啓発・教育活動の強化及び情報発信の充実に努めるとともに、消費生活相談員及び担当職員の専門知識や相談対応能力の向上を図り、悪質商法被害の防止や多重債務問題の早期解決に努め、『困った時には頼りになる新居浜市』としてのイメージ強化を図る。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成16年)

事項名	愛媛県人権対策協議会新居浜支部の機能回復	類別	懸案事項
担当部局課名	市民部人権擁護課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
平成 3年6月30日	支部の意見の相違により支部を解散する。		
平成 3年8月	2つの団体組織が結成される。		
平成 8年6月	協議会方式により半年間支部運営がなされたが、運営停止する。		
平成13年3月	支部運営と支部長の選任について協議を図ったが、2名の出席で開会できなかった。		
平成14年4月26日	愛媛県同和対策協議会が総会で名称変更を議決する。 (愛媛県同和対策協議会から愛媛県人権対策協議会へ)		
平成 3年6月	愛媛県同和対策協議会新居浜支部内の意見の相違により支部を解散したその後、県当局、関係者及び関係団体との協議を重ねたが、合意には至らなかった。		
平成 8年8月	新居浜市と意見の相違する双方との合意のもと、確約書を交わし、協議会方式により会を運営することとした。 約6か月間支部の運営が続いたが、その後、確約書の白紙撤回及び役員の変更等の申し出があり、これらの件について協議会を開催しようとしたが、意見の相違により開催できない状態が続いている。		
平成13年2月	確約書に基づく協議会開催を図るため、当時の役員の話し合いの場を設けたが、確約書の解釈に相違があり、会議開催には至らなかった。		
平成21年	平成8年当時の協議会役員に対し、協議会の再開に向けて意見を聞くが前進なし。		
今後の指針(案)			
支部は任意団体であり、行政としての関わりにはおのずと限りがあるが、協議会を足がかりに当時の役員及び関係者と協議を図りながら、行政の責務である同和問題解決のためにも、支部の正常化に向けて取り組みたい。			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成19年)

事項名	住宅新築資金等貸付金の償還推進	類別	議会答弁・懸案事項
担当部局課名	市民部人権擁護課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>昭和48年から平成7年まで23年間にわたり貸付が行われ、現在は償還のみとなっているが、徴収率の低下に伴い市財源の確保と市民に対する公平な行政という観点から貸付金の償還については、未納者の解消を図るためこまめな臨戸徴収に重点をいれている。</p> <p>平成18～20年度と県内住宅新築資金等貸付事業償還事務担当者会議を開催する中で、債権の確保と回収事務を懸案課題として、法的措置についても実態の把握を行うとともに、弁護士の同席を得て法律上の見解をいただきながら研究している。</p> <p>庁内の償還推進体制の強化をはかるよう議会でも求められている。</p> <p>平成21年4月開催の県下の副市長会に県レベルでの連絡協議会の設置及び滞納整理組合的組織の設置についての研究・検討を提案し合意を得た。また、11月に県下の町も含めて連絡協議会を設置することについて提案し、11市5町から連絡協議会へ参加することについて賛同を得た。</p> <p>平成22年8月に愛媛県住宅新築資金等償還事務市町連絡協議会を設置した。</p>			
償還状況			
貸付金	23億1234万円余（利子含28億7360万円余） 646件（442人）		
滞納繰越額	1億9951万円余（平成21年度決算）		
今後の指針（案）			
<p>平成22年度に設置した愛媛県住宅新築資金等償還事務市町連絡協議会において、債権管理等に関する事務を共同処理するための組織づくりについての調査・研究や償還推進に向けての研修会及び情報交換を行い参加市町との連携を図りながら滞納の解消に努める。</p> <p>平成22年度に引き続き、司法書士及び顧問弁護士等の専門家に個々の事例について法的相談や事務処理の指導を受け、納付意思のない方については法的措置を講ずる等の対応を行う。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	ワンストップサービスの実施	類別	議会答弁・懸案事項
担当部局課名	市民部市民課	関連する部局課名	住民異動に伴って手続きの発生する課、電算システム担当課、人事担当課及び庁舎管理担当課など多数
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯（平成23年4月19日現在）			
【市民課が主管課になる以前の取り組み（平成18年度以前）】			
○行政改革大綱（平成14～18年度）「窓口業務の一元化」			
○行政改革大綱の見直し（平成16～18年度）「ワンストップサービス窓口の開設」			
○「迅速・丁寧」専門部会が、ワンストップサービス実施に係る検討結果をまとめる。（平成18年9月8日）			
【市民課が主管課になってからの取り組み（平成19年度以降）】			
○ワンストップサービス推進委員会の設置：9課18名（平成19年7月30日～平成20年3月31日）			
○「ワンストップサービス実施に係る検討結果報告書」を作成（平成20年3月31日）			
○「件名：ワンストップサービスの実施について」企画財政会議実施（平成20年8月19日）			
○ワンストップサービスプロジェクト会議の設置：9課10名（平成20年10月7日～）			
平成20年度4回、平成21年度2回、平成22年度2回開催			
○転入に伴う乳幼児医療受給資格認定申請など14手続きの取扱いを市民課②番窓口で開始（平成21年2月25日～）			
○市民課にフロアマネージャー（臨時職員2名、平成23年3月から緊急雇用1名）を配置（平成21年4月1日～）			
○平成22年度も引続きプロジェクト会議を開催し、住民異動に伴う諸手続きの一部取り扱いやフロアマネージャーの取り組み状況について検証するとともに、これからの取り組みとして市民課窓口の年度末時間延長や、次期基幹業務システムにおける申請書の自動作成などの総合窓口機能の活用について協議を行った。			
○フロアマネージャーの処理実績は、平成21年度（6月～3月）13,921人、平成22年度（6月～3月）23,427人で、利用者が大幅に増加した。			
○平成23年3月28日から31日まで（4日間）、17時15分から19時15分まで2時間の年度末時間延長を実施した。			
今後の指針（案）			
中・長期展望に立ったスケジュールにより、部局の枠を横断した総合窓口の実現を図る。			
期別	目標		
第2期 平成23年度	改善期の検討結果を人員配置や窓口施設に反映することにより、可能な範囲で取扱手続きを拡大し、業務改善と市民サービスの向上を図る。ワンストップサービスプロジェクト会議において、新基幹システムを活用したワンストップの方向性を定める。		
第3期 平成24年度～	基幹業務システム（e-AD）の更新（平成24年4月予定）と第2期までの実施内容を踏まえ、より効果的かつ合理的な窓口へ再編・整備する。		
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	自主防災組織の拡充、育成強化	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部防災安全課	関連する部局課名	市民活動推進課 消防本部
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>(1) 自主防災組織の結成は、校区単位では100%となったが、最も身近なコミュニティである単位自治会を基本単位とする組織の結成促進に向けて、市連合自治会理事会や市自治会総会を通じ、結成促進に向けての啓発を行っている。また、出前講座等を通じて、地域の中で防災に備えての知識や技術面での普及活動を推進している。</p> <p>(2) 自主防災組織の拡充を図るため、平成16～18年度に、校区自主防災組織に対して、県費補助事業及び市単独事業により、結成支援事業(1校区200千円)を実施したほか、伊予銀行より防災倉庫の寄贈をうけ7校区に設置した。平成19年度は、県の補助を受け自主防災組織育成モデル事業として泉川校区を対象に資機材整備・防災マップ作成・防災訓練・リーダー育成研修等を実施した。平成20年度は、(財)自治総合センターのコミュニティ助成(1,400千円)、消防庁実施の地域安心安全ステーション整備モデル事業(1,000千円)、補助金公募制度による市補助金(126千円)により4組織に対する資機材整備補助を実施した。平成21年度は、消防庁実施の地域防災スクールモデル事業を金栄、若宮の2校区をモデル地区として実施し、小学校、地域、消防職、団員が一体となった防災活動の体制整備を推進した。</p> <p>(3) 平成23年3月31日現在の結成率 結成率=100% (結成組織数=109組織 結成自治会数=312単位自治会) 平成14年度末結成実績値=12.8% 平成15年度実績値=15.6% 平成16年度末結成目標値=30.0%⇒実績値=42.3% 平成17年度末結成目標値=60.0%⇒実績値=73.6% 平成18年度末結成目標値=80.0%⇒実績値=96.4% 平成19年度末結成目標値=100.0%⇒実績値=100%</p>			
今後の指針(案)			
<p>(1) 平成16年の一連の災害から得た貴重な教訓を無駄にすることのないよう、地震や台風等の自然災害に備え、市民と行政との協働により、「安全・安心のまちづくり」のための体制整備を目指す。</p> <p>(2) 校区単位での自主防災組織の結成については、平成19年に全小学校区での結成が達成できたため、今後は単位自治会での結成を促進していくこととする。</p> <p>(3) 引き続き単位自治会を中心とした自主防災組織結成及び活動内容の充実、機能の強化に向けての働きかけを積極的に推進する。</p> <p>(4) 全自治会に配布した先進事例集を活用し、結成促進から活動内容の充実に向け、訓練や学習会の実施を支援する。</p> <p>(5) 県が主催する研修会等への参加呼びかけや、資機材整備についての自治総合センターの助成制度活動について積極的な情報提供を行う。</p> <p>(6) 平成23年度より、県が実施する防災士養成講座の受講を積極的に支援し、自主防災組織における平時の防災活動や災害時の減災活動の地域リーダーとなる人材を3年間で150人育成する。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成20年)

事項名	災害時要援護支援プランの充実	類別	公約
担当部局課名	市民部防災安全課	関連する部局課名	地域福祉課、介護福祉課、地域包括支援センター、市民活動推進課 総務警防課、予防課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>自主防災組織の結成率は100%に達したところであるが、これを有効に機能させ、災害時要援護者（以下要援護者という）の安否確認や避難支援ができるまでには至っていない。</p> <p>支援プランは、その策定方針を定めた全体計画と、要援護者一人ひとりの個別計画（台帳）で構成され、全体計画は平成20年度に策定済である。個別計画の作成は、平成18年度より着手し、民生児童委員協議会と校区連合自治会の協力により、平成21年度までに市内全域の要援護者把握調査を終え、平成22年度以降これに更新を加えている。平成23年3月時点で3,939名の台帳が登録されており、このうち2,020名については、既に地域支援者（原則2人）が決定している。</p> <p>平成23年3月末時点での調査対象者：16,260名 登録同意：3,939名（台帳とリストを地域へ提供済）、 登録不要：9,009名、不同意：728名、転居死去：2,247名、未回答337名</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>校区連合自治会と民生児童委員協議会の協力により、登録した要援護者にはできる限り地域支援者を決め、災害時における要援護者の安否確認や避難支援体制をつくる。地域にリストを提供した後は、地域の見守り活動等を通じ自治会でリストを更新していただくようお願いする。また、要援護者の登録制度について福祉部窓口等でもお知らせする。</p> <p>新たに高齢者のみ世帯や要介護、身体障害となった方については、民生委員に協力をお願いし、聞き取り調査をしていただくことにより、毎年リストを追加していく。</p> <p>新たに追加調査の対象となる方 1,400名程度の見込み （平成23年度末までに75歳以上高齢者のみの世帯となる方、平成22年度中に要介護度3以上、身体障害者1級2級、知的障害者療育A級となった方を市で抽出）</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成20年)

事項名	防災行政無線の拡充		類別	議会答弁	
担当部局課名	市民部防災安全課	関連する部局課名	企画部 総合政策課	企画部 情報政策課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>(1) 現在固定系防災行政無線は別子山地域のみを整備されているが、整備から20年が経ち老朽化が進んでいる。また、旧新居浜市においては移動系の防災行政無線のみであるため、市民に対して情報の伝達が十分行き届かない状況である。</p> <p>(2) 平成19年度に新市計画に搭載し、庁内防災行政無線検討委員会を重ね全体計画を提示して21年度に、実施設計（電波伝搬調査込）を実施した。</p> <p>(3) 平成22年度、全市を一つのシステムとして60MHz帯のデジタル同報系防災行政無線を整備した。別子山地区については、親局設備、中継局設備のほか従来の機能である屋外拡声子局7局、戸別受信機130機をそれぞれ更新整備し、旧新居浜地区については公民館等の避難所に双方向通信可能な屋外拡声子局21局その他2局の計23局を整備し、学校・幼稚園等人が多く集まる公共施設に戸別受信機を設置した。</p> <p>また、Wi-Maxと連動することにより、リアルタイムで河川の監視を行える水位監視カメラを5箇所を設置した。</p>					
今後の指針（案）					
<p>平成23年4月1日より運用開始となった同報系防災行政無線の有効活用を図るとともに、更なる防災情報伝達体制の充実を図るため、Wi-Maxを利用した既存の自治会広報塔（約200箇所）との接続を検討する。</p> <p>平成23年度は、各地域におけるWi-Maxの電波伝搬調査、音響エリア調査、既設設備調査等の各種調査を実施し、平成24年度着工するための設計を行う。</p> <p>(1) 平成23年度調査・実施設計</p> <p>(2) 平成24年度自治会広報塔への繋ぎこみ工事</p> <p>(3) 平成25年度防災行政無線の拡大運用開始</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	老朽危険家屋現況調査	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部防災安全課	関連する部局課名	予防課 建築指導課 ごみ減量課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 (1) 関係各課による庁内検討会において、情報交換と協議を行いながら、適正な管理が行われていない老朽危険家屋について、建設・消防部門等が個々に対応している。ただし、現在の対応は市民からの通報によるもので、市内全域に散在している管理放棄家屋等の状況や分布については把握できていない。 (2) 平成23年度に市内全域での実態調査の実施により台帳を整備する予定である。			
今後の指針(案) 個人の所有物件は、所有者が適正に管理すべきものであり、行政としては関係法令の適合について通知文書の送付等による適正な管理のお願いが主なものとなっており、是正が進んでいないことから、管理放棄家屋の実態を把握して、市の対応について検討する。 (1) 緊急雇用創出事業を活用して実態調査を実施するため平成23年度当初予算に計上している。 今後においては次の予定で事務を進める。 <ul style="list-style-type: none">・ 5月：補助金について申請を行い補助金決定後、入札により業者を決定・ 6月：業務委託契約を締結(失業者雇用を含めて5～6カ月) 業務(実態調査)の実施・ 庁内検討会による、成果品の確認と今後の対応について検討を開始			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	安全安心のまちづくり行動計画 の策定	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部防災安全課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>犯罪、事故、災害等による被害の未然防止を図り、安全で住みよい社会を実現するため、地域住民・自治体・警察の真に有機的な連携が確立し、具体的な地域安全活動を図られるよう、平成21年9月議会において「新居浜市安全安心のまちづくり条例」を制定した。具体的な取り組みは以下のとおり。</p> <p>《平成20年度》</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 県下のリサーチ・資料収集(2) 庁内検討委員会（4回開催）により、条例素案作成。(3) 市民参加による検討委員会（3回開催）により、条例原案作成、報告。 <p>《平成21年度》</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 市民意見提出制度（パブリックコメント）実施(2) 9月議会において条例制定(3) 市政だより、HP、パンフレット等による市民への広報・啓発を実施(4) 行動計画策定に向けて安全安心のまちづくりに関する施策調査を実施。 <p>《平成22年度》</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 他市事例についてリサーチ・資料収集。(2) 庁内検討委員会（3回開催）により、計画案作成。(3) 市民意見提出制度（パブリックコメント）実施。 <p>平成21年度に全ての課所に依頼した「安全安心のまちづくりに関する具体的施策についての調査」結果をもとに、平成22年度庁内検討委員会において協議を行い、新居浜市安全安心のまちづくり行動計画（案）を策定し、パブリックコメントを実施した。</p> <p>《平成23年度》</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 庁内検討委員会へ報告と意見聴取。(2) 行動計画の策定完了、（5月1日付け）決裁済み。 <p>平成23年5月1日付けで行動計画の策定が完了した。</p> <p>今後は、新居浜市安全安心のまちづくり条例及び行動計画について啓発活動を実施する。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>新居浜市安全安心のまちづくり行動計画の策定が完了し、今後は、新居浜市安全安心のまちづくり条例及び行動計画について啓発活動を実施する。</p> <p>そのため、重要事業及び懸案事項管理表を廃止する。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	浄化槽設置整備事業	類別	公約・議会答弁	
担当部局課名	環境部環境保全課	関連する部局課名	環境部 下水道建設課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 浄化槽の設置補助事業は昭和63年度から実施しており、平成16年度は170基、平成17年度は126基、平成18年度は105基、平成19年度は49基、平成20年度は53基、平成21年度は55基、平成22年度は56基の補助をしている。平成22年度までの補助事業設置累計は1,730基となっている。				
今後の指針(案) 公共下水道事業認可区域外について、浄化槽設置の促進を図り、公共下水道整備と併せての水洗化率の向上を目指す。				
庁議決定(指針・方向性)				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	地球温暖化対策地域計画の策定	類別	新たな政策課題・議会答弁
担当部局課名	環境部環境保全課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>新居浜市役所では、「エコアクションプランにいはま」において、温室効果ガス排出量の数値の把握、目標設定及び削減のための方策等について策定しているが、新居浜市域全体については策定していないため、平成21年11月に設立された新居浜市地球温暖化対策地域協議会の設立準備会において、削減目標の設定や取組内容を取りまとめた「地球温暖化対策地域計画」の策定の必要性について提案された。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>地球温暖化を防止するため、新居浜市域全体の温室効果ガス排出量を算出し、温室効果ガス排出量の削減目標値を設定して、削減に向けた取り組みを行うための計画について、平成23年度から25年度までの3か年で、パブリックコメントや環境審議会への諮問等を経て策定する。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	環境自治体会議	類別	議会答弁
担当部局課名	環境部環境保全課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 本年5月に本市で開催する第19回環境自治体会議にはま会議のための準備事務を昨年度から行い、会議内容については、実行委員会（会議回数12回）や企画委員会（会議回数8回）において決定し、現在、参加者を募集している。 ※会議回数については、4月21日現在			
今後の指針（案） 第19回環境自治体会議にはま会議は、取り組まなければならない様々な環境問題について認識するとともに、先進的な取組事例を学習することにより、市民、事業者、行政の協働による環境保全活動について考える機会である。また、行政として環境施策の方向性を見極め、これからの環境行政に活かす必要があることから、多くの自治体や市民の方に参加していただくために、広報に努める。			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	ごみ有料化	類別	議会答弁
担当部局課名	環境部ごみ減量課	関連する部局課名	環境部 環境施設課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 大型ごみの有料化については、平成13年6月議会に上程したが、継続審査となり、9月議会で撤回した経緯がある。その後、家庭ごみの処理を有料化する動きが全国的に広がっており、環境省も家庭ごみの有料化を推進する方向となっている。本市においてもごみの減量化を推進する必要があることから、庁内組織、新居浜市ごみ有料化調査研究委員会を平成16年4月に設置し、平成18年3月に結果を市長に報告した。 その後、平成19年2月に「廃棄物減量等推進審議会」から出された有料化についての答申を基に、平成20年5月に家庭ごみ一部有料化計画(案)を決定し、まちづくり校区集会等での説明を実施した。しかし、10月22日に市連合自治会から、経済情勢が厳しい、家庭ごみ減量について啓発と減量施策が必要である、自治会未加入者の対策、適正なステーション管理等の検討が必要である、混乱を避けるため分別変更を先行する必要がある等の理由により、平成21年10月1日実施の見送りするよう要望書が出され、先送りを決定した。 新9種分別への変更で、燃やすごみ対象を増やしたが、燃やすごみの収集量は想定量より少なくなっており、これは、生ごみ処理容器購入補助等により、生ごみ減量が進んでいる効果と思われる。ただ、生ごみ減量施策は、現在、個人への容器購入補助のみであり、今後は地域的な広がりを持つ施策等を検討する必要がある。現時点では減量施策の先行実施の効果の評価は難しい。			
今後の指針(案) 引き続き減量施策に取り組み、自治会との意見交換を行いながら、有料化についての検討を行う。特に、大型ごみの戸別収集については、特定の市民へのサービスの側面が強いことから、負担の公平を図るため、平成24年10月の有料化実施に向けて準備を進める。			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	ごみ分別収集事業	類別	新たな政策課題
担当部局課名	環境部ごみ減量課	関連する部局課名	環境部 環境施設課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 平成18年4月から9種分別収集を実施し、埋立ごみの削減、リサイクルの推進に大きな効果があった。さらにリサイクルを推進するため、プラスチック製容器包装、蛍光灯を分別収集し、びん、缶については袋収集からコンテナ及びネットによる回収を行い、また、不燃系ごみの雑ごみと小型破碎ごみを不燃物に統一してわかりやすい分別とするため、分別区分、収集方法を平成21年10月1日から変更している。			
今後の指針(案) 新9種分別収集はほぼ順調に推移しているが、プラスチック製容器包装、びん、不燃ごみの出し方については、さらに周知が必要であり、定着を図るため、出前講座など市民への説明を継続して行う。			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	公共下水道事業（污水施設）・浸水対策事業（雨水施設）	類別	公約・議会答弁	
担当部局課名	環境部 下水道建設課	関連する部局課名	環境部 下水道管理課	建設部 都市計画課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>公共下水道事業全体計画の見直しを平成15年に行っているが、第5次長期総合計画において行政人口の目標値が12万人に下方修正されたことから、人口減少に伴う計画諸元値を見直し、全体計画の修正を行うとともに、平成23年度末までが現認可期間となることから、併せて事業認可の変更手続きが必要である。</p> <p>なお、平成22年度末の整備状況は、行政人口124,931人の内、整備済み人口が70,999人で人口普及率が56.83%、認可面積2,127ヘクタールの内、供用開始面積が1,786.05ヘクタールで面積整備率が84.0%となっている。</p>				
今後の指針（案）				
<p>未整備区域について、公共下水道污水施設及び浸水対策雨水施設の整備促進を図る。</p> <p>また、平成23年度末までに認可区域の拡大を含めた事業計画の変更認可を取得する。認可区域に編入する地区の選定については、上位計画である都市計画マスタープランを基本として、DID地区(人口集中地区)や整備効率の高い地区を優先的に選定し、関係部署と協議しながら庁内合意や対象住民の同意が早期に得られるよう、順次説明会等を実施する。</p>				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	下水道事業経営の健全化	類別	懸案事項
担当部局課名	環境部 下水道管理課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>下水道事業にとって経営の安定化は最重点課題であり、中でも財源の確保という観点から、公共下水道事業の収入の根幹をなす下水道使用料については、昭和55年の供用開始以来概ね4年ごとに改定するとともに、収納率の向上にも努めてきた。</p> <p>平成21年12月議会で、下水道使用料を12.26%引き上げる下水道条例の改定が可決され、平成22年4月分から適用されている。平成21年度決算における汚水処理経費に対する使用料収入の割合は約57%であり、本来100%使用料で賄うべきである汚水処理経費について、多額の一般会計繰入金に依存している。</p> <p>下水道事業の普及啓発、水洗化の促進を図るため、下水道整備後3年経過した公共下水道未接続世帯に対する訪問調査を実施している。</p> <p>平成21年度に緊急雇用対策事業を活用し、公共下水道未接続世帯の訪問調査を実施し、水洗便所改造資金融資斡旋制度の周知を通じて更なる水洗化率の向上に努めた。</p> <p>汚泥消化ガスの有効利用と新たな財源確保を図るため、平成20年2月から余剰ガスの売却を行っている。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>簡素で効率的な財政運営を推進するために、今後とも下水道使用料の改定を含む歳入の確保と効率的な事業運営に積極的に取り組む必要がある。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	さらなる企業立地の推進	類別	公約・議会答弁
担当部局課名	経済部 商工労政課	関連する部局課名	建設部都市計画課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>多極型産業推進事業用地については、平成16年4月に福祉・住宅用地、多目的広場のゾーニングを変更し、新たな企業用地として、平成17年3月に8区画26,068㎡を設定したが、平成18年度末までにすべて分譲が完了し、立地がなされた。</p> <p>このようなことから、新たな工業用地を確保するため、平成21年度から貯木場事業用地(9区画、24,418㎡)の造成工事を行い、平成22年3月に多極型産業推進事業用地(9区画、28,604㎡)のゾーニングを変更した。</p> <p>また、内陸型企業用地として、立地予定企業と立地に関する協定書を調印し、平成25年4月の操業に対応するため、観音原地区の用地買収、用地造成等に取り組んでいる。</p> <p>企業立地促進条例について、新規立地企業や既存企業の新事業展開に対する優遇制度として、平成17年4月に企業グループによる立地形態など多様化する企業ニーズに対応した制度に改め、平成20年4月には、駅前大街区地域への立地に対する課税免除措置や中小企業に対する奨励措置の拡充を図るとともに平成22年度まで3ヶ年の延長を行い、平成21年4月には、民間遊休地への利活用を図るための奨励措置を新設した。平成23年4月からは、企業立地促進奨励金の限度額を1億円から3億円に、新たな奨励金として低炭素型事業促進奨励金を追加した。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>新たな工業用地を確保するため、内陸企業用地造成に着手したが、立地予定企業の操業時期である平成25年4月に向け、用地買収、用地造成等に取り組んでいく。</p> <p>また、平成22年度に見直しを行った企業立地促進条例のPRを行うとともに、四国経済産業局、愛媛県と緊密な連携を図りながら企業立地の促進を図る。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式) **重要事業及び懸案事項管理表**

(選定年度：平成13年)

事項名	クリーンエネルギー対策への研究開発支援		類別	公約	
担当部局課名	経済部商工労政課	関連する部局課名	環境部 ごみ減量課	環境部 環境保全課	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>市内事業所の中で、クリーンエネルギー対策ではなく、停電・節電対策で太陽光を利用した新製品を開発したところがあり、中小企業振興条例に基づく助成等を行ってきた。</p> <p>平成14年度に東予産業創造センターと連携し、一部事業所に聞き取り調査を実施したが、風力、太陽光発電の研究開発に取り組む予定の事業所はなかった。</p> <p>最近では、下水汚泥、廃油等の廃棄物を利用した事業に取り組む事業者も見られるようになってきており、下水汚泥を利用した事業では、市も事業者と共同で事業に取り組んでいる。</p> <p>平成20年度には、次世代エネルギーとして期待される家庭用燃料電池に搭載する低圧型脱硫器を開発した事業所に対し、中小企業振興条例に基づく新製品開発事業補助を実施した。</p> <p>平成21年度から東予産業創造センターが、事業所を対象にLEDや電気自動車等をテーマにした次世代技術研究会を実施している。</p> <p>なお、平成23年度5月に開催される第19回環境自治体会議にいはま会議においては、「これからの環境ビジネスの行方」や「再生可能エネルギービジネスは産業振興の夢をみるか」等のテーマで、クリーンエネルギーの展望について議論が行われる予定。</p>					
<p>今後の指針（案）</p> <p>◎ 研究開発に取り組む事業所が出てきたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東予産業創造センター、産業技術研究所等関係機関の中で、技術面での支援機関を探す。 ・ 国、県の補助金等の支援策を紹介 ・ 市単独の補助金等支援 <p>中小企業振興条例に基づく「新製品開発補助事業」「市場開拓事業及び催物等補助事業」等により、自社製品を持つ事業所に対し側面的な支援を行っていく。</p> <p>なお、風力発電については、風力発電の実施地域では、発電量の不安定さからその維持に窮している現状もあり、太陽エネルギー、バイオマスエネルギー等の利活用についてもその研究開発支援に取り組む。</p>					
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	高齢化社会に対応した商店街づくり	類別	公約	
担当部局課名	経済部商工労政課	関連する部局課名	福祉部 介護福祉課	福祉部福祉課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 新居浜市中心商店街地区では大手スーパー・ニチイ撤退後、建物を改築して複合福祉施設が立地している。平成22年度には昭和通りにデイサービスセンターがオープンした。 平成16年度に中心商店街の再生を目指し、実施した「地域再生マネージャー事業」（車椅子での地域探検の実施など）や、平成21年度には緊急雇用創出事業を活用した「商店街訪問調査事業」を実施し、商店街の空き店舗状況、後継者の有無、現在行っているイベントに対する評価、高齢者に足を運んでもらうために必要な街並み整備に関する意識調査等を行った。また、平成22年度に開設したまちなか情報ステーションにおいては、高齢者を含むより多くの市民に魅力を感じてもらえることのできる商店街づくりに向けた話し合いが、店主やまちづくり団体により展開されるようになってきている。				
今後の指針（案） アンケート結果や協議内容等を反映した高齢者や障害者と商店街を結ぶ施策を(ex.商工会議所が調査を行った「ふれ愛御用聞き出前事業」や、商店街連盟が模索している農業関係者とタイアップした高齢者の生活支援や楽しみづくりにつながる生鮮（商店街エリアの不足業種）広場の開設等）、商工会議所や商店街関係者との連携を図り検討していく。				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	ものづくり人材育成施設の整備	類別	公約
担当部局課名	経済部 商工労政課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">平成21年3月に、ものづくり人材の育成という課題に対処し、ものづくり人材育成事業に向けた環境整備を図るため、新居浜商工会議所、新居浜機械産業協同組合等関係機関による「ものづくり人材育成事業運営推進協議会」を設置。 協議会において、カリキュラム、運営等について検討、協議を行ってきた。運営主体となる「一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会」（以下「ものづくり人材育成協会」）が平成22年3月19日に設立された。協議会からの検討結果を踏まえ、市の基本方針として、市が施設を建設し、ものづくり人材育成協会が運営を行う公設民営型の手法により整備を進めていくことを決定した。平成22年8月に、施設建設及び管理の基本的事項について、ものづくり人材育成協会と協定を締結した。平成23年3月に講義棟、実習研修棟の本体工事を発注し、4月末には電気設備、機械設備工事等を発注する予定である。			
今後の指針（案）			
今後、電気設備、機械設備、外部工事等の発注を行い、平成23年10月の開講を目指し、施設整備に取り組んでいく。			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	世界に誇れる太鼓祭りとするための市民ぐるみの 取り組み	類 別	公約
担当部局課名	経済部運輸観光課	関連する部局課名	市民部 市民活動推進課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>新居浜市太鼓祭り推進委員会は、昭和46年に発足し、会長に市議会議長、顧問に市長、商工会議所会頭が就き、各地区運営委員会等市民団体、行政関係者など26名の委員とアドバイザー1名で構成されており、新居浜太鼓祭りを市民にとって平和で楽しい親しみのある祭典とするとともに観光面に寄与させ、伝統ある民族文化行事として、発展させるための方策を検討し、推進することを目的としている。</p> <p>平成10年8月30日、新居浜市・平和な太鼓祭りシンポジウム実行委員会主催によるシンポジウムを開催した。文化センターに約1000人の市民が参加し、今後の祭りのあり方について多くの意見を得た。</p> <p>太鼓台の派遣事業としては、昭和45年の大阪万博をかわきりに、これまで海外派遣をふくめて計17回派遣し、新居浜市の観光宣伝とイメージアップに努めている。</p> <p>行政側の取り組みとしては、平成15年1月に庁内プロジェクトのひとつとして「新居浜市太鼓祭り推進調査研究委員会」を組織し、平成17年3月に最終的な報告書に係る審議を終えている。平成19年度にはから3年間、愛媛県が中心となり新居浜市、西条市の関係者で構成する西条まつり・新居浜太鼓祭り観光ブランド化推進実行委員会が組織され、愛媛を代表する祭りとして新居浜太鼓祭りの情報発信、誘客事業等を行った。</p> <p>平成21年度には、太鼓祭りの開催日について、市民意識調査を行い、結果を新居浜市太鼓祭り推進委員会へ報告した。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>市民の祭りとして歴史と伝統をもち、豪華絢爛、勇壮華麗な資源として世界に誇りうる祭りである反面、反社会的な行動も見受けられ、改善が求められるものである。</p> <p>新居浜市太鼓祭り推進委員会を中心に、太鼓台関係者等の意見を伺いながら、市民や観光客が安全、便利に参加できるような環境整備や機能の充実などに努め、今後も積極的に新居浜太鼓祭りの魅力を発信するとともに、受け入れ体制の整備等を図っていく。</p> <p>平成20年度、平成22年度の太鼓祭りの開催日が不統一となったが、引き続き統一日程での開催を推奨し、太鼓祭りフォーラムの開催等を通じて平和で安全な太鼓祭りのための意識啓発に努める。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	運輸交通体系の整備推進と地域循環バスの導入	類別	公約
担当部局課名	経済部運輸観光課	関連する部局課名	建設部各課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>○平成14年度に地域循環バスの庁内調査研究委員会、平成15年度に庁外委員を中心とした導入検討協議会を設置し協議を進めてきたが、予算化を断念する。</p> <p>○平成18年度から新居浜市都市交通計画の策定作業をスタートし、その中で公共交通空白地帯の改善としてコミュニティバス等の導入を検討。</p> <p>○平成21年3月 新居浜市都市交通マスタープラン、新居浜市都市交通戦略 策定</p> <ul style="list-style-type: none">・概ね20年後の目指すべき姿、今後10年間の整備計画を決定。・コミュニティバス等の導入 <p>現在、道路が狭く路線バスが通行できない地域などについては、コミュニティバスやデマンドタクシーといった公共交通の導入を図る。導入する地域、車両、運行方法などについて、今後、事業者や地域住民との協議をふまえ、詳細な検討を行う。</p> <p>○平成21年度に、荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域を対象として、新たな公共交通の導入に関する意向調査を実施。</p> <p>○平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none">・1月9日 新居浜市地域公共交通活性化協議会を設置し、デマンドタクシーの運行計画を策定。・1月11日 荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域を対象に試験運行を開始。 3月末実績(56日間) 【登録者数】 231世帯 389人(内、60歳代以上 83.8%) 【利用者数】 228人(一日当たり4.1人)・3月24日 協議会で、平成23年4月1日からの運行計画の一部見直しを決定。<ul style="list-style-type: none">①民間の福祉施設を、行き先として指定できる施設に加える。②川東エリアについては、中心市街地へ移動のための乗り継ぎポイントとして、元塚バス停留所を新設する。③予約センターを、タクシー組合事務所から協議会事務局(運輸観光課)内に移設する。			
<p>今後の指針(案)</p> <ol style="list-style-type: none">1 引き続き、デマンドタクシーの試験運行を実施する。2 22年度の利用が低調であったことから、登録者全員を対象としたアンケート調査を実施(期間4月1日～4月15日)し、その結果を参考にしながら、庁内及び協議会において協議、検討を行い、平成23年10月以降の運行計画の見直しを図る。			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	農林水産業の振興と地産地消の推進	類別	公約・議会答弁
担当部局課名	農林水産課	関連する部局課名	教育委員会 学校給食課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>本市の農業の特性は、小規模・兼業化による都市近郊型農業であることから、この実態を踏まえた作物振興を図っている。地産地消の推進については、JA新居浜市が産直市「あかがね市」を開設して地域内での消費拡大に努めており、その支援の一環として、周年栽培・収穫ができる野菜ハウス設置事業への助成や市町ふるさと雇用再生事業への取り組みを行っている。</p> <p>林業については、森林施業の集約化、路網整備の推進、機械化による低コスト林業の推進に加え、木質バイオマスの利用に取り組んでいる。また、公共建築物木材利用促進法に関連して、愛媛県と連携した地元産材利用の促進を図っている。</p> <p>水産業については、これまで地域の特産品づくりとして、イワシの煮干しなど水産物の加工による付加価値の向上に努めている。また、ガザミ、ヒラメなどの中間育成放流事業、抱卵ガザミ放流事業などつくり育てる漁業にも取り組んでいる。また、学校給食における地元農産物利用促進のため、学校給食課や栄養職員、JA関係者、青果関係者と生産者の拡大や安定供給などについて協議をしている。</p>			
今後の指針（案）			
<p>農業については、地産地消の推進、耕作放棄地対策、有機農業対策を三本柱とした、足腰の強い新居浜農業の確立を目指す。まず、地産地消の推進は、平成21年度に決定した地産地消推進標語とマスコットキャラクターを利活用し、新たに創設した地産地消協力店認定制度により、地元産農畜産物の消費拡大につなげていく。次に、耕作放棄地対策は、耕作放棄地化の原因のひとつであるイノシシ等の有害鳥獣について、「新居浜市鳥獣被害防止計画」に基づき、新居浜市鳥獣被害対策協議会と市内3猟友会の協力を得ながら駆除や捕獲に努め、生産農地の保全を図る。</p> <p>漁業については、放流事業を継続して実施し、水産資源の確保を図るとともに漁港施設の延命化のための機能保全計画を策定し、維持管理コストの縮減を図りつつ、漁港施設の機能を今後も維持していくことにより、漁業者の安定的な経営を継続的に支援していく。</p> <p>また、魚食の推進のため、平成22年度より実施している未就学児童に魚に親しんでもらうことを目的とした「おもちゃ図書館きしゃポップ」による「おさかなふれあい体験事業」についても市内の3施設において引き続き実施する。</p> <p>今後、農林水産物の地産地消推進するため、JA新居浜市が設置・運営している産直施設「四季菜広場」や産直市「あかがね市」を市民にPRし、地元農畜産物の売上げ増加に繋げるとともに、えひめ愛フード推進機構(会長 中村時広)が定めた「えひめ地産地消の日」(毎月第4金曜・土曜・日曜)の普及を図る。また、食育関係団体との連携についても強化し、食育の面からも地産地消を推進していく。</p> <p>さらに、食料自給率の向上、農業の持続的発展に向け、生産者や関係団体と協力しながら、農畜産物のブランド化や第6次産業化も含め、本市に見合った農業政策を推進する。</p>			

庁議決定（指針・方向性）

原案どおり採択する。

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成20年)

事項名	飲料水供給施設整備事業	類別	懸案事項・新市計画
担当部局課名	経済部別子山支所	関連する部局課名	水道局
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>新市建設計画においては当初、簡易水道整備を計画していたが、①水道法における簡易水道給水人口の基準をクリアできない。②全世帯を賄える給水量を確保できる水源がない。③建設費が10億円以上かかるという費用対効果の問題もあることから、その代替策として、県条例水道規模の飲料水供給施設を整備する。(新市建設計画後期計画で変更決定)</p> <p>別子山地域には、県条例水道が2か所(普及率32.1%)あり、他の集落(31か所)については、各家庭が水源、施設の維持管理を行っている。しかしながら地域住民の高齢化(平成23年3月31日 47.69%)が著しく、各家庭での維持管理が難しくなっていることから、地域住民の要望も受け、別子山地域全戸において、「安全・安心・安定的」な飲料水供給施設を整備する。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>平成20年度において、飲料水供給施設整備計画(内容、スケジュール等)の見直しを行い、企財会(決裁)において了承された。</p> <p>(事業計画)</p> <p>平成21年度 基本構想(基本計画)策定、水質・水量調査、住民意向調査等</p> <p>平成22年度 詳細設計3地区(現地調査・地質調査・実施設計)</p> <p>平成23年度 詳細設計4地区(現地調査・地質調査・実施設計)</p> <p>工事請負3地区</p> <p>平成24年度 3地区供用開始、工事請負4地区</p> <p>平成25年度 全7地区供用開始</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p>			

(様式) 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	駅南の面整備、鉄道高架化などの実現のために 関係機関と積極的に協議を進める。	類 別	公約・議会答弁	
担当部局課名	建設部都市計画課	関連する部局課名	区画整理課 総合政策課	商工労政課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>新居浜駅前土地区画整理事業については平成23年に完成するが、駅周辺整備事業としては、南北自由通路、駐車場・駐輪場・人の広場・駅南口広場・駅南地区の面的整備などが予定されている。</p> <p>鉄道高架に関しては新居浜商工会議所に新居浜駅高架促進期成同盟会が設立され、整備推進についての動きはあるものの、補助採択条件のクリアや費用対効果の面で事業化については非常に難しい状況である。</p>				
<p>今後の指針（案）</p> <p>平成23年度中に鉄道高架についての結論を出し、駅周辺整備の方向性を示せるよう検討を進める。</p>				
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成19年)

事項名	用途地域及び特定用途制限地域 の見直し	類別	議会答弁	
担当部局課名	建設部都市計画課	関連する部局課名	農林水産課 農業委員会	資産税課 商工労政課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>平成16年5月の線引き廃止や社会経済情勢の変化、都市基盤施設の整備の進捗、まちづくり三法の改正等に対応するため、平成19年2月に新居浜市都市計画マスタープランを改訂し、平成20年10月に用途地域及び特定用途制限地域の変更を行った。</p> <p>今後は、新居浜市都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、用途地域周辺部の既成市街地内にある用途白地地域について、周辺との調和を図りつつ用途地域への指定を行い適正かつ合理的な土地利用の誘導を図ることとしている。</p>				
今後の指針（案）				
<p>用途地域に指定するためには農業振興地域の指定解除が必要なことから、「都市計画と農林漁業との調整措置」に基づき国・愛媛県・関係団体との協議が必要である。</p> <p>今年度も引き続き、国・県・関係団体との協議を進めて、早期に用途白地地域の用途地域指定に向けた法手続を開始することとしている。</p>				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成20年)

事項名	国領川緑地の再生整備	類別	公約・議会答弁
担当部局課名	建設部都市計画課	関連する部局課名	体育文化課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>国領川緑地については、市民に密着した「身近な憩いと安らぎの場」として「多くの市民が気軽に利用」でき、「健康増進・スポーツに親しむ場」となることを基本として、平成20年度より、まちづくり交付金事業による「国領川緑地再生整備事業」を実施している。平成20年度においては実施設計の作成及び、河川占用協議を行い、平成21年度当初に占用許可を取得した。平成21年度からは3カ年で本格的な整備工事を行っている。</p>			
今後の指針（案）			
<p>平成20年度に実施計画を策定し、愛媛県と河川占用協議をおこない、平成21年度当初に河川占用許可を取得した。基本的に特に整備の望まれるトイレ整備を先行し事業年次計画に基づいて順次整備工事を行い、平成23年度の完了を予定している。</p> <p>また、河川敷利用者の代表からなる「国領川緑地利用者協議会」を引き続き開催し、不法占用工作物の撤去をはじめとした河川敷の利便性向上と適正な利用につながるルール作りを進める。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	川東地区の公園整備	類別	議会答弁
担当部局課名	建設部都市計画課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>川東地区、特に神郷校区においては都市公園がなく、度々市議会やまちづくり校区集会上において公園整備の要望があがっており、公園の必要性が高い地区である。</p> <p>公園整備にあたっては、近隣公園（標準面積2ha）として必要な一団の土地を確保する必要があるが、適地の選定や事業費、事業手法等検討すべき課題が多く残っている。</p> <p>平成20年度のまちづくり校区集会上で、地元から具体的な候補地の提案があり、平成21年度は、地域活力基盤創造交付金を利用した事業化について検討を行った。平成22年度には「神郷公園整備協議会」を開催し施設内容や建設場所についての協議を行った。</p>			
今後の指針（案）			
<p>平成22年度に行った公園候補地の土地所有者に対する意向調査などから公園建設予定地が決定したことから、平成23年度においては社会資本総合交付金を活用し、測量、土質調査、実施設計などの調査を行い平成24年度からの事業の本格実施を目指している。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	駅周辺整備事業	類別	公約・議会答弁
担当部局課名	建設部区画整理課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>新居浜駅周辺では、平成22年度まで土地区画整理事業により交通広場の整備、大街区の造成等の都市基盤整備を行うが、平成21年8月の新居浜駅前広場等整備検討委員会の提言を受け、区画整理工事が完了する平成22年度から26年度までの間で、駅周辺に南北自由通路、人の広場、駐車場・駐輪場、南口広場などの公共施設を整備し、駅周辺整備テーマである「森の駅」の具現化と、駅利用者の利便性向上、駅を中心とした「にぎわい」と「出会いの場」づくりに取り組むものである。</p>			
今後の指針（案）			
<p>円滑な事業の推進を図るため、国、県、JRなどの関係機関との連携を密にするとともに、社会資本整備総合交付金などを有効に活用することで、駅北の駐車場は平成23年度、駐輪場は24年度、南北自由通路は25年度、そして、人の広場と南口広場は26年度内の完成を目指して取り組む。</p> <p>なお、駅北の駐車場については、駅周辺地区における駐車台数の需要と供給のバランスを見極めながら再整備も可能とするものにとどめる。また、交通広場のモニュメントについては、新居浜駅周辺モニュメント設置審査委員会にて平成23年度内に選定、24年度設置を目指すとともに、人の広場やシンボルロードのモニュメントの設置方針等についても同委員会で審議していただくこととする。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	上部東西線の整備	類別	公約・議会答弁
担当部局課名	建設部 道路課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">・主要地方道新居浜別子山線から市道中須賀上原線の間 (L=1,339m) を、昭和63年度から平成10年度までに、街路事業で整備した。・国道11号から市道渦井橋大野山線の間 (L=744m) を、平成2年度から平成11年度までに、地方道事業で整備した。・残区間 (L=2.9km) について、平成12年度に、路線測量と予備設計を実施し、残事業費は、旦の上地区を含めて約50億円必要である。・平成15年9月議会 測量、設計に平成19年度に着手予定。・平成18年6月議会 平成19年度の事業化は困難。11号BP、駅前滝宮線、新居浜駅菊本線などの進捗状況や、長期的財政状況の変化を見極めながら着手時期を判断する。・平成19年8月企画財政会議において、事業着手を平成23年度とする。・平成20年3月議会 市道中須賀上原線から市道萩生出口本線までの延長約908mを平成23年度事業着手予定。・平成21年度施政方針において、市道中須賀上原線から市道萩生出口本線間の事業化を図るため当初予算に調査費を計上。・市道中須賀上原線から市道萩生出口本線までの908m間について、平成22年3月23日事業認可告示			
今後の指針 (案)			
<ul style="list-style-type: none">・市道中須賀上原線から市道萩生出口本線の間を社会資本整備総合交付金などの活用により事業を推進する。 延長908m、幅員16m、事業期間H21～H29、事業費約11.9 11.5億円 第1期：市道中須賀上原線～市道横山高尾線 H21～H24 第2期：市道横山高尾線～市道萩生出口本線 H25～H29			
庁議決定 (指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	橋りょう長寿命化修繕計画	類別	議会答弁・新たな政策課題
担当部局課名	建設部 道路課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">・老朽化する道路橋の予防的な修繕と計画的な架け替えにより、橋りょうの延命化を図り、修繕及び架け替えに係る費用の縮減を目的に、平成20年12月 事業企画提案・平成20年度 新田東橋ほか5橋について点検業務を実施・平成21年度当初予算で橋梁点検及び長寿命化修繕計画策定委託料を予算化・平成21年度 橋長5m以上169橋の点検と損傷度の評価及び維持管理費の中長期的シミュレーションを実施・平成22年5月 企財会により長寿命化修繕計画に基づいた今後の事業計画について決定			
今後の指針（案）			
<ul style="list-style-type: none">・策定した橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、平成23年度から社会資本整備総合交付金と過疎債を活用し、順次修繕を実施していく。・橋長15m未満の道路橋(267橋)についても、平成22年度以降点検及び計画策定を進めていく必要がある。			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	民間木造住宅耐震診断事業	類別	議会答弁・懸案事項
担当部局課名	建設部建築指導課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>近い将来発生が予想されている南海地震等による被害軽減と、地震に対する市民の防災対策意識の醸成を図ることを目的として、平成16年より市と県が協力して実施体制を整備し、耐震診断の促進を図るため、木造住宅耐震診断事業を開始。</p> <p>今年度は、耐震改修補助との相乗効果により診断戸数が募集戸数（25戸）に達するよう、市のホームページや市政だより、回覧板等を利用してPRに努める予定である。</p>			
今後の指針（案）			
<ol style="list-style-type: none">1 耐震診断補助事業の募集時期を早め、募集戸数（25戸）を補助2 耐震診断、耐震改修の重要性の啓発に努める。			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	民間木造住宅耐震改修事業	類別	議会答弁
担当部局課名	建設部建築指導課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>近い将来、発生が予想されている南海地震等による被害軽減と地震に対する市民の防災対策意識の醸成を図ることを目的として、平成16年より木造住宅の耐震診断をおこなっているが、耐震診断件数が伸び悩んでおり、耐震改修費用補助への要望も多いため、新たに木造住宅耐震改修事業をおこない、耐震診断・改修の促進と震災対策への意識高揚を図る。</p>			
今後の指針（案）			
<ol style="list-style-type: none">耐震診断、耐震改修の重要性の啓発平成23年度より、国の補助率が23%から50%に引き上げられ、利用しやすくなった事を広報する。			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	住宅用太陽光発電システム設置 補助事業	類別	公約
担当部局課名	建設部建築指導課	関連する部局課名	環境部 環境保全課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>将来の環境保全とエネルギー問題から、クリーンエネルギーの普及は国レベルでの課題となっており、一時中止されていた国の太陽光発電システムの設置費用への補助も再開された。市民からも新居浜市独自の設置費用への補助を求める声が高まっており、太陽光発電への補助を通じて環境保全への意識啓発を図る。</p>			
今後の指針 (案)			
<ol style="list-style-type: none">1 住宅への太陽光発電の導入促進のため設置費用の一部を補助する。(本年度募集予定 180棟)2 環境部と連携し、環境保全意識の高揚を図る			
庁議決定 (指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年度)

事項名	瀬戸・寿上水道問題		類別	議会答弁 監査 懸案事項	
担当部局課名	水道局 総務課	関連する部局課名	総合政策課	下水道建設課	
【現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯】					
<p>瀬戸・寿上水道問題は、旧高須地区水道として昭和13年から3ヵ年で建設され、昭和16年5月から泉川町が旧高須地区（上水道組合を組織）に管理運営を委託して給水を開始した。昭和30年3月に、旧泉川町が下泉地区に給水を行うに際し、泉川町の水源地と下泉地区との間に旧高須上水道があり、旧高須上水道組合（現瀬戸・寿上水道組合）の配水管を利用するため、町議会の議決を経て組合と契約を締結したことに端を発している。昭和30年3月31日新居浜市と泉川町が合併、その後、昭和33年の水道法の施行に伴い、当時の高須上水道組合は、法に基づく簡易水道設置の届出を行い、簡易水道高須上水道組合となった。</p> <p>その後の給水人口・戸数の増加による水量不足、施設老朽化によって改修工事が必要となり、組合は地方改善事業による県費補助枠を確保したが、組合に対して補助金の支出はできないとされ、市が工事を施行することになった、昭和39年度補助金の交付を受けるにあたって組合水道の廃止届が必要となったため、昭和39年5月23日、管理運営の委託及び従来の慣行を尊重し一方的な地区住民の不利益になるような諸条件の変更は行わないとする旨の覚書を新居浜市との間で締結し、昭和40年4月、県から経営廃止の許可がおりている。上水道組合は、昭和61年、上部上水道組合に名称が変わり、平成5年の変更により瀬戸寿上水道組合となり、現在に至っている。昭和42年8月には監査委員から覚書の一部に「地方自治法に抵触する疑いがある」との指摘があり、以後、毎年問題解決への指摘・要望がなされ、これまでに数々の地元との協議を重ねてきたが、未だに問題の解決には至っていない</p>					
「平成16年度以降の取り組み」					
協議相手	瀬戸・寿上水道組合長	瀬戸・寿連合自治会長	その他(庁内協議等)		
平成17年度	8回(市長12/22)	7回	7回		
平成18年度	10回	10回	3回		
平成19年度	11回(市長10/19, 12/28, 3/7)	8回(市長10/5, 10/19)	2回		
平成20年度	5回	9回(市長4/24, 5/20)			
平成21年度	6回	1回(市長5/19)			
平成21年度は、4月に瀬戸寿上水道問題検討委員会（庁内組織）を設置し、地元との協議を進める体制を整え、組合長と説明会の開催に向けた協議を行ってきたが、組合内部に問題が発生したため、開催には至っていない。					
今後の指針（案）					
<p>地元の理解と協力を得ながら円滑に解決を図ることが基本的な姿勢であり、市水道との統合に向けた具体的な課題やプロセスを協議し、一日も早い問題解決を図る。</p>					

庁議決定（指針・方向性）

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	施設の整備促進（新山根・船木・金子山）	類別	議会答弁・懸案事項		
担当部局課名	水道局工務課	関連する部局課名	水源管理課	総務課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 上水道の安定供給に向けて、平成22年度に策定した新居浜市水道ビジョンに基づき、災害に強い上水道の実現のため、効率的に老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能強化、整備を進める。平成22年度末配水池耐震施設率は16.6%である。 当面は、上部給水区の安定供給に向けて、新山根配水池及び送水場、船木配水池の建設を行う。 なお、全国の配水池耐震化率は平成21年度末公表値で34.5%である。					
今後の指針（案） 新山根配水池は平成23年度に地盤改良工事を行い、平成24年度、25年度配水池建設工事を行う、併せて新山根送水場の建設を行う。 船木配水池は平成23年度用地買収、敷地造成工事を行い、平成24年度配水池建設工事を行う。 金子山配水池は平成24年度設計を行い、平成25年度保安林解除等の手続きを行い、平成26年度から平成29年度に配水池建設工事を行う。 平成27年度（計画値）配水池耐震施設率は31.0%、平成32年度（計画値）43.7%を目標とする。					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	管路の整備促進（耐震化）	類別	議会答弁・懸案事項	
担当部局課名	水道局工務課	関連する部局課名	水源管理課	総務課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 上水道の安定供給に向けて、平成22年度に策定した新居浜市水道ビジョンに基づき、災害に強い上水道の実現のため、効率的に老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能強化、整備を進める。 既存送水・導水・配水管における耐震化率は平成22年度末総延長約598kmの内、約5.8%である。また、基幹管路（送水、導水、φ400以上配水管）の平成21年度末耐震化率は新居浜市で15.2%、全国では30.3%である。				
今後の指針（案） 管路台帳整備と併せ、管路更新計画を策定する。特に、水源地から送水場を経由し、配水池に至る基幹管路において重点的に更新を進める。また、緊急病院や公共施設等の防災拠点への安定給水を確保するよう計画的な耐震化を進める。				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	管路台帳システムの整備	類別	懸案事項	
担当部局課名	水道局工務課	関連する部局課名	水源管理課	総務課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 現在、紙ベースで管理している配管図、給水申請書等の情報をデータ化し、電子媒体管理する管路台帳システムを整備し、情報を一元的に管理することにより、各施設の把握と維持管理業務を円滑に推進するとともに、整備計画策定などにも活用し、市民サービスの質の向上を目指す。				
今後の指針（案） 平成23、24の2カ年で管路台帳システムを整備する。 整備後には給水申請書確認受付等各種問い合わせがスムーズになると共に、台帳データを活用し管路更新計画を策定すると共に、断水等工事の影響分析が可能となり市民サービスの向上を図る。 データ入力：配水管データ 約568km、送・導水データ 約29km、給水管データ 約300km、給水戸数 約54千戸、給水申請書 約75千件				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	水道施設監視システムの更新	類別	懸案事項		
担当部局課名	水道局水源管理課	関連する部局課名	工務課	総務課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 現在の水道施設監視システムは、市内にある22水源地、6送水場、及び8配水池の施設を通信回線を利用して、水源管理課に設置されているこのシステムに情報を集約し、集中監視、制御を行っている。しかしながら、このシステムは平成6年度から稼働しており、すべてが電子機器で構成されているという特性上、経年による劣化の問題から、更新の時期となっている。					
今後の指針（案） 上記の理由により、システムの更新が必要であるが、その更新に当たっては、近年の情報通信技術等を活用した高い信頼性と、効率的運用を実現できるようなシステムとなるように、平成23年度に実施設計を行い、より安心して安全な給水確保ができるように努める。工事の実施年度は平成24年度から平成25年度の2箇年を計画している。					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式) 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	教育委施設・体育文化施設の整備促進						類別	懸案事項			
担当部局課名	教育委員会学校教育課			関連する部局課名			社会教育課	スポーツ文化課			
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯											
年度	プール 建設	屋 体 改造築	校舎 改造	校舎 改築	校 舎 耐震補強	中学校 給 食	運動場 照 明	公民館	体 育 施 設	文 化 施 設	
7	若宮小	川東中									
8	大島小	神郷小								広瀬記念館	
9			高津小						サッカー場		
10				西 中					サッカー場		
11				西 中		高津小			サッカー場		
12				西 中		給食センター					
13				西 中							
14	垣生小							泉川(継続)			
15											
16	角野小										
17											
18		官西、高津、浮島、 惣開、若宮、泉川 中萩、角野小									
19		西中、川東中、 金子小、大生院小			船木小、金子小 泉川小、中萩中						
20					金栄、中萩、高津、垣生 小、東中			地域交流センタ ー(金子公)			
21					惣開、神郷、大生院、角野、 小、泉川、船木、角野中			地域交流センタ ー(金子公)			
22		北中	神郷、中萩、角野 小、川東、別子中		神郷、中萩、角野小 川東、別子中			地域交流センタ ー(金子公)			
23					多喜浜小、北中、角野中						
24 以降			角野小		角野小、官西小、浮島 南中		H25より順 次改修予定	口屋跡、多喜浜 (大規模改修)			
今後の方針(案)											
・学校施設の老朽化に伴う年次的改修等の整備計画を策定する。											
庁議決定(指針・方向性)											

(様式) 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	教育施設の借地解消		類別	懸案事項																																																					
担当部局課名	教育委員会学校教育課	関連する部局課名	社会教育課	スポーツ文化課																																																					
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯																																																									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設等敷地の状況 <ul style="list-style-type: none"> 神郷小学校他16施設 敷地面積 334千㎡ 内借地面積 92千㎡ ・ 体育施設等敷地の状況 <ul style="list-style-type: none"> 重量挙げ練習場敷地 敷地面積 297.1㎡ 内借地面積 157.57㎡ ・ 商業高校の県立移管に伴う未解決案件 <ul style="list-style-type: none"> 隣接地 2,954.34㎡を市で買収し県へ寄付 ・ 今までの取り組み状況 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">平成2年3月</td> <td style="padding-right: 10px;">神郷小</td> <td style="padding-right: 10px;">95.00 ㎡</td> <td>買収</td> </tr> <tr> <td>平成5年3月</td> <td>文化振興会館</td> <td>33.00 ㎡</td> <td>買収</td> </tr> <tr> <td>平成7年11月</td> <td>南中</td> <td>277.70 ㎡</td> <td>買収</td> </tr> <tr> <td>平成8年2月</td> <td>船木小</td> <td>366.90 ㎡</td> <td>買収</td> </tr> <tr> <td>平成8年2月</td> <td>神郷小</td> <td>1,778.00㎡</td> <td>買収</td> </tr> <tr> <td>平成11年5月</td> <td>武徳殿</td> <td>208.00㎡</td> <td>買収</td> </tr> <tr> <td>平成12年3月</td> <td>神郷小</td> <td>232.99㎡</td> <td>買収</td> </tr> <tr> <td>平成13年9月</td> <td>神郷小</td> <td>3,116.00㎡</td> <td>寄付</td> </tr> <tr> <td>平成13年9月</td> <td>多喜浜小</td> <td>691.23㎡</td> <td>寄付</td> </tr> <tr> <td>平成13年9月</td> <td>泉川中</td> <td>43.00㎡</td> <td>寄付</td> </tr> <tr> <td>平成14年12月</td> <td>神郷小</td> <td>594.00㎡</td> <td>買収</td> </tr> <tr> <td>平成19年11月</td> <td>大島小</td> <td>135.00㎡</td> <td>寄付</td> </tr> <tr> <td>平成21年4月</td> <td>大島小</td> <td>85.66㎡</td> <td>返還</td> </tr> </table> 						平成2年3月	神郷小	95.00 ㎡	買収	平成5年3月	文化振興会館	33.00 ㎡	買収	平成7年11月	南中	277.70 ㎡	買収	平成8年2月	船木小	366.90 ㎡	買収	平成8年2月	神郷小	1,778.00㎡	買収	平成11年5月	武徳殿	208.00㎡	買収	平成12年3月	神郷小	232.99㎡	買収	平成13年9月	神郷小	3,116.00㎡	寄付	平成13年9月	多喜浜小	691.23㎡	寄付	平成13年9月	泉川中	43.00㎡	寄付	平成14年12月	神郷小	594.00㎡	買収	平成19年11月	大島小	135.00㎡	寄付	平成21年4月	大島小	85.66㎡	返還
平成2年3月	神郷小	95.00 ㎡	買収																																																						
平成5年3月	文化振興会館	33.00 ㎡	買収																																																						
平成7年11月	南中	277.70 ㎡	買収																																																						
平成8年2月	船木小	366.90 ㎡	買収																																																						
平成8年2月	神郷小	1,778.00㎡	買収																																																						
平成11年5月	武徳殿	208.00㎡	買収																																																						
平成12年3月	神郷小	232.99㎡	買収																																																						
平成13年9月	神郷小	3,116.00㎡	寄付																																																						
平成13年9月	多喜浜小	691.23㎡	寄付																																																						
平成13年9月	泉川中	43.00㎡	寄付																																																						
平成14年12月	神郷小	594.00㎡	買収																																																						
平成19年11月	大島小	135.00㎡	寄付																																																						
平成21年4月	大島小	85.66㎡	返還																																																						
今後の方針（案）																																																									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設・体育施設等敷地の借地解消に向けて、財政事情が許せば、土地所有者からの売却要望の強いところから買収を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 金栄小学校 6,306.23㎡ 重量挙げ練習場 157.57㎡ ・ 商業高校の県移管に伴う未解決案件の解消に向けて、取り組む。 																																																									
庁議決定（指針・方向性）																																																									

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	公立幼稚園の在り方について	類別	議会答弁・新たな政策課題
担当部局課名	教育委員会学校教育課	関連する部局課名	児童福祉課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>文部科学省と厚生労働省は1998年に「幼稚園と保育園の共用化等に関する指針について」を出し、幼稚園と保育園の併設は可能になった。</p> <p>このため、福祉部と調査研究を行ってきた。一体化は可能であるが、保育料の設定、職員の免許、私立幼稚園・保育所の理解など課題がある状況である。</p> <p>平成15年12月、総合規制改革会議から、「就学前の教育・保育を一体とした総合施設」を設置すること。その施設設備、職員資格、職員配置、幼児受入などに関する規制の水準を、それぞれ現行の幼稚園と保育所に関する規制のどちらか緩い方の水準以下とするべきとの答申があった。</p> <p>これを受け、文部科学省、厚生労働省が「総合施設」の内容について、検討を進めており、2005年には、全国36ヶ所でモデル事業を実施した。</p> <p>2006年幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立した。これは、教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援の実施をする幼稚園・保育所を知事から「認定こども園」として認定を受けることができ、経費について助成が受けられることができる。</p> <p>公立幼稚園を認定こども園にするためには、施設改修や人的整備が必要となる。また、保育園の委託化を進める中で、認定こども園を新たにつくることは様々な観点から難しい。</p> <p>平成22年9月議会の中で、「教育委員会事務局内で検討してきた結果、現状では、公立幼稚園2園は存続する。」と答弁した。今後においても、園児数の推移に注視しながら、検討を続けていく。</p>			
今後の指針（案）			
<p>幼稚園児の減少傾向の中、市内における公立幼稚園としての果たすべき役割や、現状で継続するか等、今後の在り方について検討していく。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			
<p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	子どもたちのための「新居浜版教育改革」の推進		類別	公約
担当部局課名	教育委員会学校教育課	関連する部局課名		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>開かれた学校づくりのため、「学校評議員制度」の導入、「学校へ行こうデー(日)」の設定、「教育懇談会」の開催、学校ホームページの開設と更新など、学校情報を公開し、地域の方々に学校に関わる機会拡大に努めた。また、特色ある学校づくりのため、学校が地域の人々に魅力を感じていただく「夢広がる学校づくり推進事業」、児童生徒の視点から提案された意見を市の施策に反映させるための「こども会議」の開催、科学とのふれあいを通して豊かな人間性を育む「新居浜市小中学校科学奨励賞」などを実施した。</p> <p>社会の規制緩和や選択機会の拡大、保護者の教育に対するニーズの多様化などの流れの中で、本市の実情に即した「中学校選択制」・「小規模特認校制」を平成16年度から、また、小学校の「調整通学区域の設定」を平成18年度からそれぞれ導入するとともに、児童・生徒の事情に配慮した指定学校の変更についても、その基準の見直しを図ってきた。</p>				
今後の方針(案)				
<ul style="list-style-type: none">・学校評議員については、多様な人材を確保するとともに、学校評価の実施との連動を図る。・「学校へ行こうデー(日)」は、開催回数、内容を充実し、2学期に小中学校それぞれが統一した「学校へ行こうデー(日)」を実施する。・「教育懇談会」は、引続き開催。(1学期中に開催)・小中学校ホームページについては、平成16年度末までに、全校で開設済。平成23年度から県のESネットのシステムを利用し、学校情報の更なる発信に努める。・平成18年度から「夢広がる学校づくり推進事業」を拡大実施する。・「子ども会議」「新居浜市小中学校科学奨励賞」は継続実施する。				
庁議決定(指針・方向性)				
原案どおり採択する。				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	地域で学び育てる教育と県立特別支援学校の連携	類別	公約
担当部局課名	教育委員会発達支援課	関連する部局課名	教育委員会 学校教育課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>障がいのある児童生徒を地元の学校で受け入れるため、施設のバリアフリー化、指導員・学校生活介助員の配置などを行ってきた。</p> <p>また、地元の学校に就学できない障がいの重い子どもたちは、市外の養護学校などに行かざるをえないため、市内への県立養護学校設置を愛媛県に対し、要望を重ねてきた。</p> <p>平成17年2月愛媛県議会において、新居浜保健所跡を活用した養護学校の設置について、検討を進めている旨の県教育長の答弁があった。</p> <p>誘致の結果、平成18年度4月から新居浜保健所跡に愛媛県立今治養護学校新居浜分校が開校した。開校後、児童・生徒数が増加しているが、高等部がないため、平成21年度開設に向け、今治養護学校新居浜分校の高等部設置について、県に陳情を行っている。</p> <p>平成21年4月今治特別支援学校新居浜分校に名称を変更され、高等部が開設された。 (新入学生9名)</p> <p>平成21年10月本校化と合わせ、障がいが重度で、重複した児童生徒、特に医療ケアを要する者が増加していることから、肢体不自由を含めた複数の障がいへの対応のため、更なる機能強化について、県に要望を行った。</p> <p>平成22年10月新居浜市の発達支援、特別支援教育の中核的機関として「こども発達支援センター」を開設した。</p> <p>平成23年4月新居浜特別支援学校が開校した。(本校化)(新入生54名：在籍139名)</p>			
今後の方針(案)			
<ul style="list-style-type: none">・「こども発達支援センター」を新居浜市の発達支援、特別支援教育の中核的機関として位置付け一人一人の教育的ニーズを踏まえ一貫した支援や指導を包括的かつ継続的に行う。・障がいのある児童・生徒を地元の学校で受け入れるため、ハード・ソフト両面の整備を引き続き行う。・「障害児ふれあい体験学習」や「県立特別支援学校地域交流」の実施により、同分校と市内小中学校児童生徒、教職員の相互交流を深め、地域の特別支援学校として受け入れるとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用し、障害児教育の専門性を小中学校で生かせるよう連携を図る。・新居浜特別支援学校における、肢体不自由児、医療的ケアを要する児を含め、障がいが重度で重複した児童生徒の受け入れ、卒業後の自立を視野に入れた「産業科」の設置等、更なる機能強化を要望する。			
庁議決定(指針・方向性)			
原案どおり採択する。			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成20年)

事項名	地域主導型公民館への移行	類別	議会答弁
担当部局課名	教育委員会 社会教育課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>公民館に求められている「地域づくりの拠点」としての機能実現のため、地域活動や公民館活動にたいして主体的に取り組もうとする地域住民との連携・人材登用を図り、それぞれの地域特性に応じた、より柔軟な公民館経営に転換することで、地域主導型公民館への移行を図る。平成20年4月からは、金子、惣開、若宮、泉川の4館が移行した。</p> <p>平成21年度からは新たに新居浜公民館、金栄公民館が地域主導型に移行した。</p> <p>平成22年度からは新たに口屋跡記念、高津、浮島、垣生、多喜浜、神郷、大生院、船木の8つの公民館が移行し、残りは中萩、角野の2館となった。平成23年度には全館移行の予定である。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <ul style="list-style-type: none">・移行した4館に対し社会教育課職員が支援していく。・公民館活動リーダー(志縁人)養成塾の開設及び非常勤の主事の各種研修を行う。・公民館館長会・各公民館運営審議会・連合自治会等に地域主導型公民館移行についての説明また、先発の4館の状況等の情報提供を行う。 <p>このような取り組みを踏まえ、平成21年度以降も、地域の気運の高まりが得られた地域から移行を促進したい。</p> <p>平成23年度は第5次長期総合計画のスタートの年であり、すべての地域で、地域主導型公民館の運用開始を目指して取り組んでいきたい。</p> <p>平成20年度の指針に基づき、今後も円滑な地域主導型公民館への移行を目指す。</p> <p>平成21年度、地域主導型公民館の推進体制について、これまでの経緯をもとに条件面を検討する公民館長を主たるメンバーとする検討会を開催し、方向性を打ち出す。</p> <ul style="list-style-type: none">・「志縁人養成塾」は第2シリーズを開設し、修了者の活躍の場を確保する。・新規移行館に対する兼務体制を敷き、移行館に対する指導助言は継続する。・「地域主導型公民館移行促進費」を活用し、新しい事業への取組を促進する。 <p>平成22年度は、前年度事業を継承するとともに、非常勤の公民館職員の資質向上に向けて国立社会教育実践研究センターが行うインターネット配信による社会教育主事講習の受講を実現したい。</p> <p>平成23年度から、残りの角野、中萩公民館が移行し、全館移行となったこと、また、移行に伴う推進体制や条件面の改善も行ったことから本事項は廃止とする。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>原案どおり採択する。</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	消防団の活性化	類 別	議会答弁
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>近年、消防団員の入団意欲の低下、団員自体の高齢化、サラリーマン団員の増加等消防団活動を行う上で様々な問題が発生してきている。</p> <p>平成13年6月に消防団長を委員長とした消防団活性化推進委員会を立ち上げ、分団詰所の整備、団員定数の見直し、女性消防団員の入団等の消防団の活性化構想について検討を始めた。</p> <p>平成15年度に団員定数の見直しと女性消防団員について見直しを図った。</p> <p>平成17年度は消防団車両の見直し案を作成し消防団に提示し、現在も継続協議中である。</p> <p>平成20年度に新たな消防団活性化計画を作成し、計画に基づき各分団の定数の見直しの協議を行い、平成21年度で消防団の組織に関する規則の改正を行った。また、高津分団詰所の新築移転に伴う詰所の統廃合を行った。</p> <p>平成22年度は各分団区の見直しの協議を行った。</p>			
今後の指針（案）			
<p>これからも、検討委員会を定期的に開催し、各種諸問題の解決に向けて協議し、消防団の活性化を図っていく。</p> <p>本年度は、平成25年度に別子山地区の消防団詰所の新築を目指して、用地の選定、住民説明等を行うとともに、車両、詰所の統廃合についても協議する予定である。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	総合的な防災体制の強化	類別	議会答弁
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>平成12年度に署の勤務体制を2部から3部体制へ変更し、勤務員の固定化を図ることによる危機管理能力を高めた。</p> <p>また、同年、消防職員定数検討委員会にて適切な消防職員の人員を検討した結果、平成13年度に定数116名から134名に増員になったが、現在、実員は126名である。</p> <p>車両、資機材の整備については、更新計画に基づき定期的に更新している。</p> <p>施設の整備については、耐震診断が必要な消防関連施設があり、その実施が必要である。</p> <p>企業防災については、近年、石油コンビナート地区等の災害が増加していることから、原因を追究し、再発防止に取り組んでいる。</p> <p>また、消防の広域化については平成20年度に「愛媛県消防広域化推進計画」が策定され、それに基づき県下1本部の検討がなされたが意見の一致が得られず、平成22年度から県下3本部の協議がなされている。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>火災をはじめとする各種災害は、近年の急激な社会変化に伴い複雑多様化の傾向にあり、消防行政は各分野において適時適切な対応が求められる厳しい状況となっている。</p> <p>このため初動体制の人員確保を早期に実現するとともに、消防関連施設の耐震化、計画的な車両資機材の更新整備を行い、総合的な防災体制の強化を図る必要がある。</p> <p>また、東日本大震災のように、これまでの想定をはるかに超えた災害に対しては、公的対応・支援が困難な状況が続き、しばらくの間は、住民の自助・共助にて対応しなければならないことから、消防団員、地域担当者等、地域に密着した指導体制を確立させ、地域防災力の向上を図らなければならない。</p> <p>企業防災については、事故等の原因がヒューマンエラーに起因することが多いことから、危険物施設等の立入検査を重点的に行い、ソフト面の指導を強化し、防火防災体制の確立を図る。</p> <p>消防の広域化は、県下3本部の協議を引き続き実施し、災害対応能力、市民サービス等が向上する広域化を目指す。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	専門職員の養成	類別	懸案事項
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>消防の業務では、すでに救急救命士に見られるようにより高度化が求められ、組織的に専従化が図られている。救急以外の他の消防分野においても社会要請に的確に対応するためには、より専門性を有した職員の養成を図っていかねばならない。</p> <p>平成4年度に本市第一号の救急救命士が誕生して以来、現在まで19名が誕生したが、実動は16名である。</p> <p>予防業務については「予防技術資格者」制度が導入がされ、より専門的な知識が必要になってきた。資格取得については経過措置にて対応し、現在43名が有資格者である。</p> <p>また、平成19年度から違反是正推進プロジェクトチームを立ち上げ、予防専門職員の養成を図っている。</p> <p>その他の専門職員についても各種学校派遣、資格取得を計画的に行い、養成を行っている。</p>			
<p>今後の指針 (案)</p> <p>これからも、救急救命士の養成を行い、実動18名体制を早期に実現するとともに、予防技術資格者、大型自動車免許の資格取得など、消防業務に必要な各種資格取得を計画的に取得するなど資格職員の養成を図る。</p> <p>また、各種学校へも計画的に派遣し、最新の知識・技術を修得することにより、より高度な消防活動を提供する体制維持を図る。</p>			
<p>庁議決定 (指針・方向性)</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	救急体制の充実		類別	議会答弁	
担当部局課名	総務警防課	関連する部局課名	福祉部 地域福祉課	介護福祉課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>救急現場等において、患者の正確な情報の入手は、救急処置、搬送先の選定、各種連絡をする上で非常に重要であり、救命率の向上につながる。</p> <p>現状では患者・家族等への聞き取りにて対応しているが、患者への直接の聞き取りは意識が無い場合は不可能であり、聞き取りが可能な状態であっても不確実なことが多く苦慮している。</p>					
今後の指針（案）					
<p>患者等の正確な情報を入手するために、今年度から「救急医療情報キット」を配布予定。</p> <p>これは、専用容器の中に持病、かかりつけ病院等の医療情報、緊急連絡先等の個人情報に記載し、冷蔵庫の中などに保管しておくもので、広く普及することにより、救急活動の大きな手助けになり、救命率の向上が期待できる。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	南消防庁舎の整備	類別	議会答弁
担当部局課名	南消防署消防課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 南消防庁舎の建築は、昭和55年4月(鉄筋コンクリート造2階建 延992.25㎡)で、当時の職員は15名であった。上部地区は火災・救急を始め、消防行政需要が急速に増大してきたことや、高速道の開通に伴う消防事象変容に対応するため、平成4年4月機構改革により分署から署に昇格し、人員増を図るとともに救急車の増車、はしご車等の配備を行い施設・装備の充実強化に取り組んできた。 しかしながら、事務所等が手狭(現在32人)のうえ救助隊員の訓練施設等もないため平成7年3ヶ年実施計画の中に敷地購入も含めた計画を進めてきた。 また、耐震診断も未実施である。			
今後の指針(案) 防災拠点として基本的な耐震化を図るため、まず耐震診断を実施し、その結果により計画的に耐震補強、事務所、訓練施設等の大規模改修を行い、防災拠点としての機能の充実を図る。			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	多目的国際ターミナル(水深12m)事業	類別	新たな政策課題	議会答弁
担当部局課名	港務局港湾課	関連する部局課名		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>近年、経済社会の様々な活動が国境を超えた地球規模で展開し競争が激化する中で、新居浜港の背後地域においても主に東南アジア諸国との相互依存関係が深化しており、これに伴い産業の高度化・活性化の促進やコスト削減のための輸送の合理化・効率化への対応が課題となっている。</p> <p>このような中、新居浜港では年間約64,800TEUの外貿コンテナが取り扱われていると推計されるが、新居浜港の公共ふ頭は水深7.5mが最大であり、また1バースしか整備されていないことから外貿コンテナ船の利用は難しく、航路を有する港まで割高な中継輸送を強いられている。また、近年各企業からも平成11年7月に改訂された新居浜港港湾計画にある多目的国際ターミナルの建設(水深12m)を要望する声が強くなり、平成19年度には「新居浜港振興協議会」も発足されたところである。</p> <p>このような状況を踏まえ、外貿コンテナの中継輸送を回避し、物流コスト削減による産業活動の支援が今後の国際化の進展と地域発展のうえからも多目的国際ターミナル(水深12m)事業の事業着手が求められている。</p> <p>平成22年8月、国が重点的に投資する「選択と集中」を港湾政策にも徹底し、物流の国際競争力の向上を目指す目的で、国土交通大臣が全国103の重要港湾のうちから43港の重点港湾の指定を行ったところである。しかしながら、今回の選定では、新居浜港は重点港湾として指定されなかったため、本事業の整備にあたっては、当初予定していた国の直轄事業としての実施は難しい状況となっている。</p>				
今後の指針(案)				
<p>現在の新居浜港港湾計画は目標年次を平成20年代半ばとしており、次期計画の改訂時期も近づいていることから、引き続き、事業の具体的課題の抽出を図るとともに、併せて整備手法についても調査・研究する。</p>				
庁議決定(指針・方向性)				

